

弥富市下水道事業経営戦略 説明資料

令和3年3月

愛知県弥富市

目次

はじめに	1
第1章 公共下水道事業編	
1 事業概要	5
1-1 事業の概要	5
1-2 民間活力の活用等	6
1-3 経営比較分析表を活用した現状分析	7
2 将来の事業環境	15
2-1 行政区域内人口の予測	15
2-2 施設の見通し	16
2-3 有収水量の予測	17
2-4 使用料収入と水洗化率の見通し	18
2-5 組織の見通し	18
3 経営の基本方針	19
4 投資・財政計画（収支計画）	20
4-1 投資・財政計画（収支計画）	20
4-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	21
4-3 投資・財政計画（収支計画）のポイント	23
別添資料1 投資・財政計画	27

第2章 農業集落排水事業編

1 事業概要	30
1-1 事業の概要	30
1-2 民間活力の活用等	31
1-3 経営比較分析表を活用した現状分析	32
2 将来の事業環境	41
2-1 行政区域内人口の予測	41
2-2 施設の見通し	42
2-3 有収水量の予測	43
2-4 使用料収入と水洗化率の見通し	44
2-5 組織の見通し	44
3 経営の基本方針	45
3-1 農業集落排水の役割	45
3-2 計画的で安定した農業集落排水事業の推進	45
4 投資・財政計画（収支計画）	46
4-1 投資・財政計画（収支計画）	46
4-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	47
4-3 投資・財政計画（収支計画）のポイント	49
別添資料2 投資・財政計画	53

第3章 共通編

1 投資・財政計画（収支計画）に 未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	56
2 公共下水道事業における未整備区域（市街化調整区域）の整備について	57
3 農業集落排水事業における 経費回収率向上のための使用料金改定の試算	60
4 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	60
5 用語解説	61

はじめに

1 経営戦略策定理由

日本において水道や下水道等のインフラの大部分は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置する「公営企業」が運営・管理を行っており、近年全国的に、土木施設の大量更新時期の到来に伴う費用の増加や、人口減少による使用料収入の減少等により、経営状況は厳しさを増しています。

一方、総務省は、公営企業が安定的なサービスの提供を継続できるよう、平成26（2014）年度に中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を各公営企業に要請しました。さらに、平成31（2019）年3月に「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」において、経営戦略の早期策定や改定に取り組むよう通知を出しています。

本市においても、下水道事業の経営は厳しい状況にあります。公共下水道事業については、未整備区域が残る中、限られた財源による早急な整備が求められています。また農業集落排水事業については、整備は完了しているものの、使用料収入の増加や維持管理費等の支出の抑制といった、経営健全化の取組が求められています。

このような状況を改善すべく、本市では平成29（2017）年3月に公共下水道事業を対象とした経営戦略を策定しましたが、令和2（2020）年度より地方公営企業法を適用し、公営企業としての事業を開始したことや、農業集落排水事業が経営戦略を未策定であること等の状況より、経営戦略の改定を実施することとなりました。

公営企業としての下水道事業では、事業に要するすべての経費を独立採算で処理するという完全な意味での独立採算の考え方は採っておらず、企業経営に伴う収入を基本としつつ、一般会計が負担すべき経費については一般会計等からの繰り入れが認められています。

このように、公共性と独立採算制の調和が図られていることが公営企業の特徴であり、民間企業との基本的な相違になっています。なお、経費負担区分[※]の考え方については、地方公営企業法に定められており、法適用前後で一般会計からの繰り入れに対する考え方が変化するものではありません。

経営戦略の改定により、健全な経営に基づく下水道の運営に努めていきます。また、持続可能な開発目標であるSDGsにもある、「すべての人々（市民）の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する」よう努めていきます。



図1 SDGs 目標6 [水・衛生]

※ 一般会計からの繰り入れに関して、総務省より毎年度通知される「繰出基準」であり、一般会計側の負担となる基準額について示されています。

2 弥富市の公共下水道事業と農業集落排水事業

本市の汚水処理は、流域関連公共下水道（日光川下流処理区）、農業集落排水（7処理区）、コミュニティ・プラント、及び浄化槽により構成されています。

令和元（2019）年度末の整備面積は、流域関連公共下水道が316.1ha（全体計画877.1haの36%）、農業集落排水が445ha（整備済み）となっています。

また、令和元（2019）年度末の整備人口は、流域関連公共下水道が約17千人、農業集落排水が約7千人となっています。住民基本台帳人口約44.5千人に対し、汚水処理人口は約32.6千人であり、汚水処理人口普及率は73.2%です。

表1 公共下水道・農業集落排水事業の概要（R元（2019）年度末現在）

処理区	下水道事業	農業集落排水事業						
		弥富北西部	広大海	鍋田	十四山北部	十四山南部	十四山西部	十四山東部
図1中の凡例								
全体計画区域面積	877.1ha	55.0ha	36.0ha	37.0ha	83.0ha	66.0ha	99.0ha	69.0ha
整備済み面積	316.1ha	55.0ha	36.0ha	37.0ha	83.0ha	66.0ha	99.0ha	69.0ha
全体計画人口	43,269人	—	—	—	—	—	—	—
整備人口	16,981人	1,085人	540人	448人	1,153人	806人	1,629人	1,370人
住民基本台帳人口	44,500人							
汚水処理人口	32,600人							
汚水処理人口普及率	73.2%							

※ 汚水処理人口、及び汚水処理人口普及率は、コミュニティ・プラント、合併処理浄化槽を含む。

3 計画期間・試算期間

本経営戦略の計画期間は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間としています。また、長期的な試算として、整備を完了し、企業債の償還完了を含む令和72（2090）年度まで（70年間）の試算も行いました。

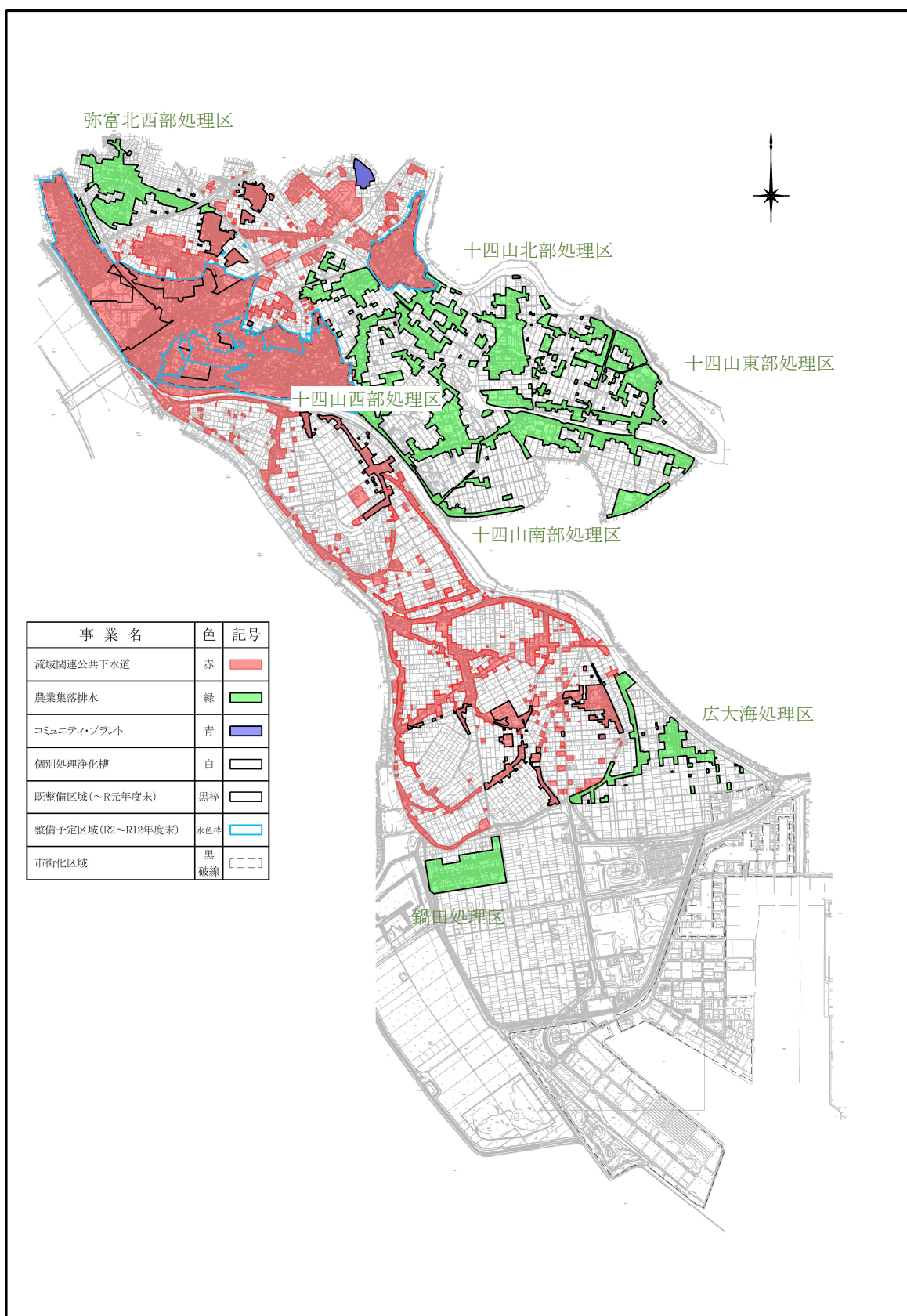


図2 公共下水道・農業集落排水事業区域

第1章

公共下水道事業編

1 事業概要

1-1 事業の概要

(1) 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成21年度(11年)	法適 ^{※1} (全部適用・一部適用) 非適の区分	一部適用
処理区域内 人口密度	54人/ha	流域下水道等への 接続の有無	日光川下流流域下水道 ^{※2} へ接続
処理区数	1処理区		
処理場数	無		
広域化・共同化・ 最適化 実施状況 ^{※3}	令和3(2021)年全県域汚水適正処理構想見直しにて、未整備の市街化調整区域の整備有無を検討予定。 使用料徴収事務を海部南部水道企業団に委託している。		

※1 「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用していない事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

※2 日光川下流流域下水道の構成市町 4市2町(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町)

※3 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

(2) 使用料(税抜き)

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料	1使用月につき10 ³ まで1,500円			
	超過使用料	排除汚水量 10 ³ を超え 50 ³ まで	1 ³ につき150円		
		排除汚水量 50 ³ を超え100 ³ まで	1 ³ につき180円		
		排除汚水量100 ³ を超え500 ³ まで	1 ³ につき210円		
		排除汚水量500 ³ を超える場合	1 ³ につき240円		
業務用使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ				
その他の使用料体系の概要・考え方	一般家庭用使用料体系と同じ				
条例上の使用料 ^{※4} (20 ³ /月) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,000円	実質的な使用料 ^{※5} (20 ³ /月) ※過去3年度分を記載	平成29年度	3,345円
	平成30年度	3,000円		平成30年度	3,282円
	令和元年度	3,000円		令和元年度	3,191円

※4 「条例上の使用料」とは、一般家庭における20³/月の使用料をいう。

※5 「実質的な使用料」とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む。)をいう。

(3) 組織

職 員 数	10人（公共下水道事業と農業集落排水事業を運営している。）		
事業運営組織	建設部下水道課	<pre> graph LR A[建設部] --- B[下水道課] B --- C[下水道グループ] B --- D[施設管理グループ] B --- E[業務グループ] </pre>	

1-2 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む。）	水質検査業務を民間委託している。
	イ 指定管理者制度	日光川下流域下水道の終末処理場は愛知水と緑の公社が指定管理者として入っているが、市で管理しているのは管渠だけであるため、指定管理者制度については未検討である。
	ウ PPP・PFI	管理委託可能な業務が少量のため、費用対効果が見込めないと判断した。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 ^{※6} （下水熱・下水汚泥・発電等）	エネルギー利用に有効な施設がないため未検討である。
	イ 土地・施設等利用 ^{※7} （未利用土地・施設の活用等）	市で管理しているのは管渠だけであるため、未利用土地等はない。

※6 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む。）を用いた収入増につながる取組を指す。

※7 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取組を指す。（単純な売却は除く。）

1-3 経営比較分析表を活用した現状分析

■ 平成30(2018)年度決算経営比較分析表(公共下水道事業)

経営比較分析表(14頁参照)においては、収益的収支比率、経費回収率等、計11点の経営指標が整理されています。ここでは、本市が該当する6点の経営指標により、経営状況を示します。

以下に各指標の現状分析結果を示します。指標の分析に際しては、全国平均、及び類似団体^{※8}平均を用いて実施しました。

※8 総務省にて地方公共団体を以下の3つの指標(処理区域内人口、処理区域内人口密度、供用開始後年数)にて分類。本市と同じ分類は15団体で以下のとおりである。

神奈川県真鶴町

愛知県愛西市、清須市、あま市、豊山町、扶桑町、大治町、蟹江町

奈良県平群町、斑鳩町、安堵町

徳島県北島町、愛媛県砥部町

沖縄県南城市

表1-1 類似団体分類表

処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分	団体数	備考
政令市等			政令市等	21	
10万以上	100人/ha以上		Aa	34	
	75人/ha以上		Ab	31	
	50人/ha以上	30年以上	Ac1	49	
		30年未満	Ac2	4	
50人/ha未満		Ad	53		
3万以上	100人/ha以上		Ba	7	
	75人/ha以上	30年以上	Bb1	21	
		30年未満	Bb2	5	
	50人/ha以上	30年以上	Bc1	48	
		30年未満	Bc2	28	
	50人/ha未満	30年以上	Bd1	132	
30年未満		Bd2	47		
3万未満	75人/ha以上		Ca	3	
	50人/ha以上	30年以上	Cb1	15	
		15年以上	Cb2	28	
		15年未満	Cb3	15	弥富市含む
	25人/ha以上	30年以上	Cc1	100	
		15年以上	Cc2	205	
		15年未満	Cc3	50	
	25人/ha未満	30年以上	Cd1	55	
		15年以上	Cd2	196	
15年未満		Cd3	28		
合 計				1,175	

(1) 経営の健全性・効率性

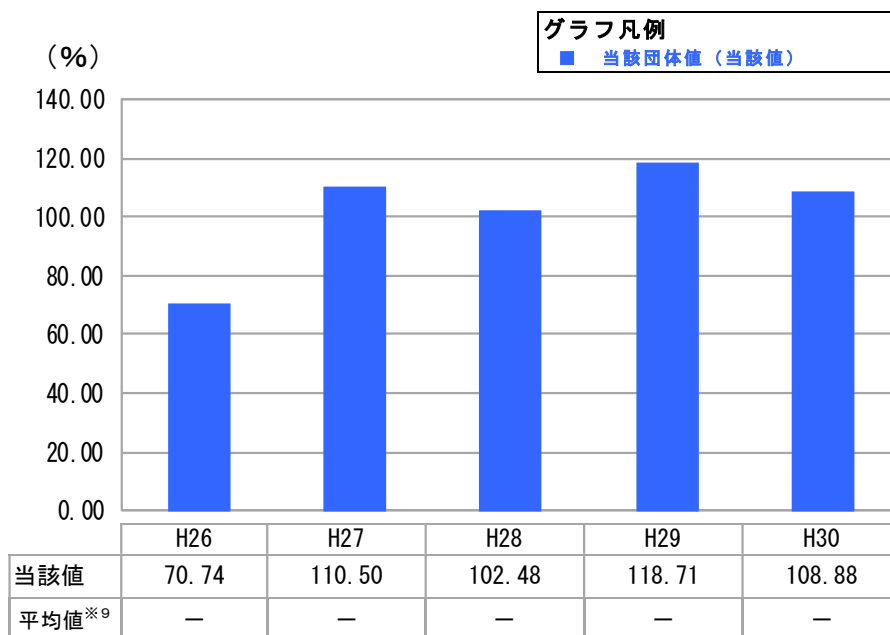
ア 収益的収支比率

収益的収支比率とは、使用料収入や一般会計からの繰入金（他会計繰入金）等の総収益に対して、汚水処理に係る費用に地方債償還金（建設時の借金）を加えた総費用がどの程度賄えているかを表す指標です。当指標については、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上を目標とすることが好ましいとされています。

本市における平成30（2018）年度の収益的収支比率は、約109%であり、最近4箇年にわたり100%前後を推移しています。ただし、前年度と比べて、接続促進により下水道使用料は増えてはいますが、地方債償還金の上昇により若干悪化しています。

今後は、安定的に100%以上の比率を得るために、総収益の増加（接続促進による水洗化率の向上等）、総費用の削減（汚水処理原価の低減等）が必要となります。

$$\text{収益的収支比率} = \text{総収益} / (\text{汚水処理費} + \text{地方債償還金}) \times 100$$



※9 類似団体は、法適用企業と非適用企業に分けられるが、法適用企業における当該指標は、収益的収支比率とは異なり、経常収支比率であるため、類似団体平均を表示していない。

図 1-1 収益的収支比率（単年度の収支）

イ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する地方債残高(管路施設を含む污水处理施設の建設時の借金)の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。当指標については、低いほど経営的には好ましいですが明確な基準はないため、類似団体との比較により、本市の置かれている状況を把握・分析することになります。

本市における平成30(2018)年度の企業債残高対事業規模比率は、約785%であり、昨年度から大きく上昇しています。平成30(2018)年度の類似団体平均値は、約1,677%であり、本市は低い水準となっています。前年度と比べ、下水道使用料は増えていますが、地方債の新規起債により悪化しています。ただし、当指標が低い水準であっても投資規模や使用料水準については適切であるか注視していく必要があります。

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = \text{地方債現在高合計} / \text{営業収益} \times 100$$

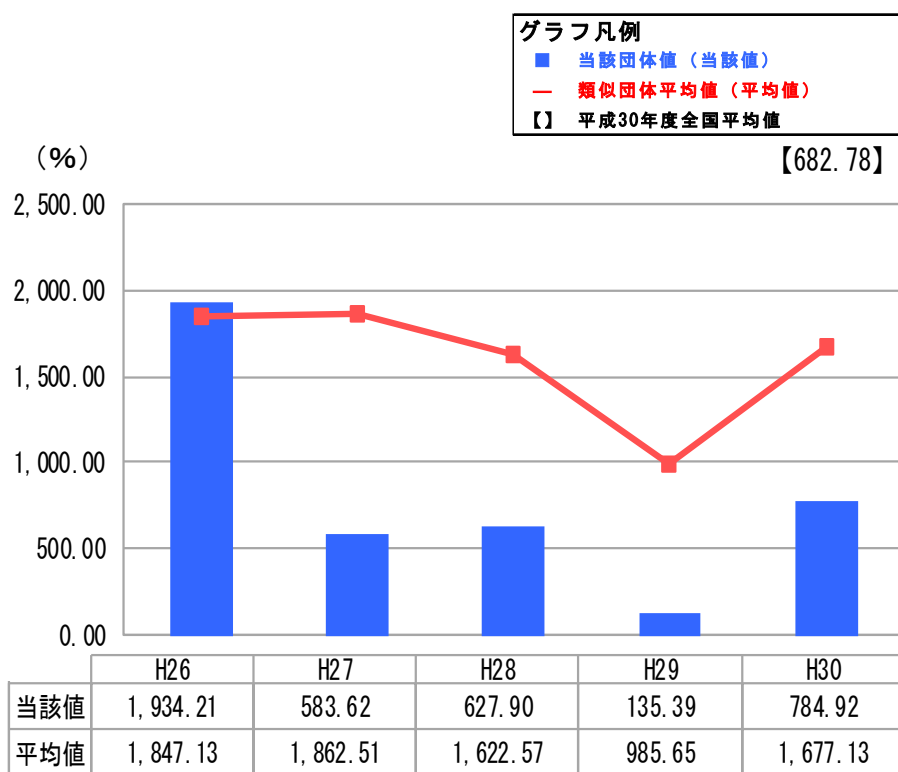


図 1-2 企業債残高対事業規模比率 (債務残高)

ウ 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となります。当指標については、100%以上を目標とすることが好ましいです。

本市における平成30（2018）年度の経費回収率は約88%、全国平均値は約101%であり、本市はやや低い水準（使用料水準の適切性がやや劣る）であると言えます。これは、経費に対して使用料水準がやや安価となっているためです。最近5箇年にわたり上昇傾向を示しているため、現状を維持しつつ、引き続き経費回収率の向上に努めていく必要があります。

$$\text{経費回収率} = \text{使用料/汚水処理費（公費負担分を除く。）} \times 100$$

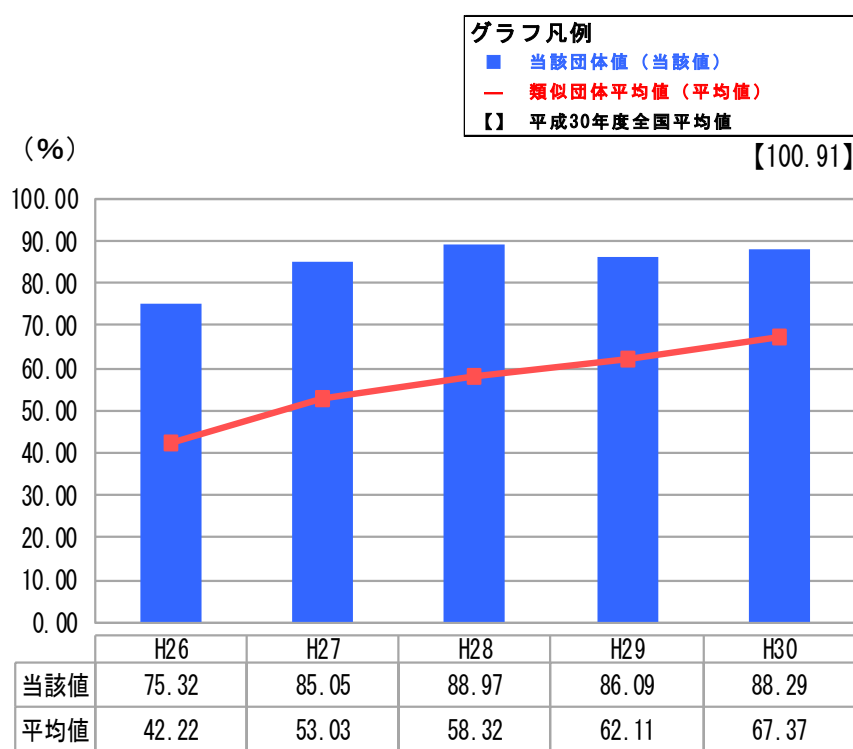


図 1-3 経費回収率（使用料水準の適切性）

エ 汚水処理原価

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち使用料として回収すべき費用）、及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該指標については、低いほど好ましいですが明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本市における平成30（2018）年度の汚水処理原価は約221円、類似団体平均値は約202円、全国平均値は約137円であり、本市は高い水準（費用の効率性は低い）であると言えます。前年度と比べ、年間有収水量が増えたことにより水処理の効率が上がり、改善されています。投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による経営改善に取り組む必要があります。

$$\text{汚水処理原価} = \text{汚水処理費（公費負担分を除く。）} / \text{年間有収水量}$$

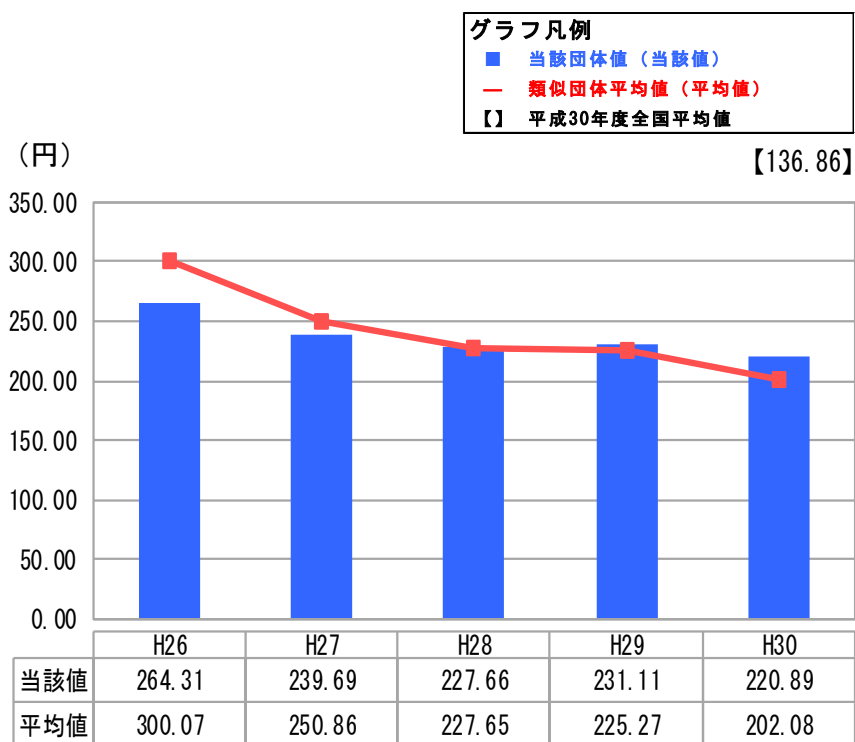


図 1-4 汚水処理原価（費用の効率性）

オ 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、下水道へ接続し、水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。

本市における平成30(2018)年度の水洗化率は約45%、類似団体平均値は約62%、全国平均値は約95%であり、本市は低い水準となっています。前年度と比べ、啓発活動等の接続促進を実施し、水洗化人口は向上していますが、順次供用開始区域の拡大をしていることから、概ね横這いとなっています。

水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄与するため、下水道接続の推進活動に取り組んでいくことが望まれます。

$$\text{水洗化率} = \text{現在水洗便所設置済人口} / \text{現在処理区域内人口} \times 100$$

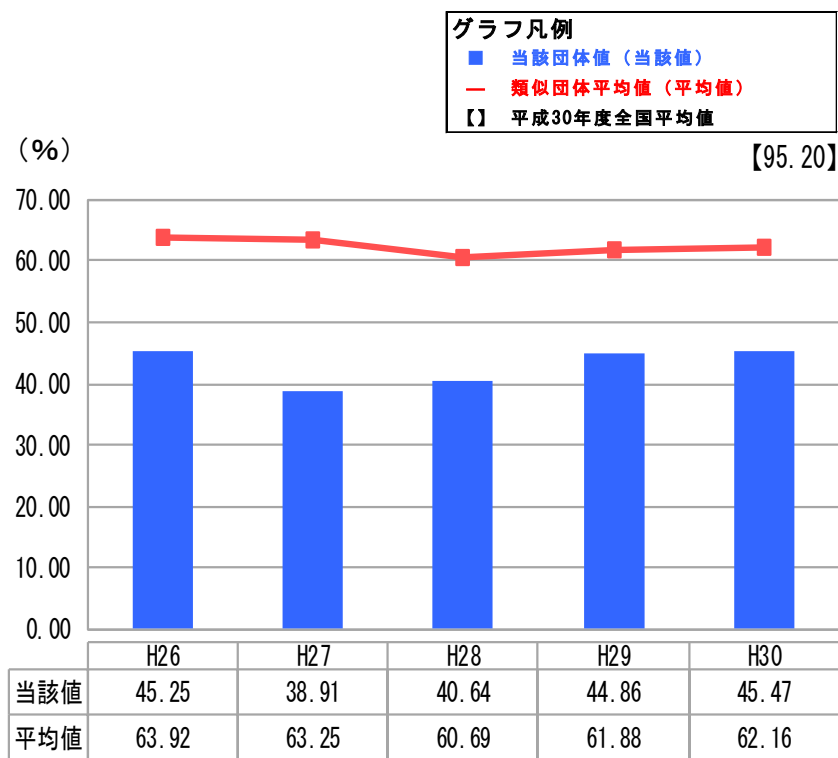


図 1-5 水洗化率（使用料対象の捕捉）

(2) 老朽化の状況

カ 管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を示し、管渠の更新ベースや状況を示す指標です。当指標については、明確な基準はありませんが、数値が2%の場合すべての管渠を更新するのに50年かかる更新ベースであることが把握できます。

本市における平成30(2018)年度の管渠改善率は0.39%であり、前年度と比べ、数値は低下していますが、一部管渠にクラックが見られることから、順次更新しています。

平成15(2003)年度から管渠等の整備を行っており、整備から年数が経っていないことから、老朽化はあまり進んでいません。定期的に点検・調査を行い、長寿命化に努めます。

$$\text{管渠改善率} = \text{改善(更新・改良・維持)管渠延長} / \text{下水道布設延長} \times 100$$

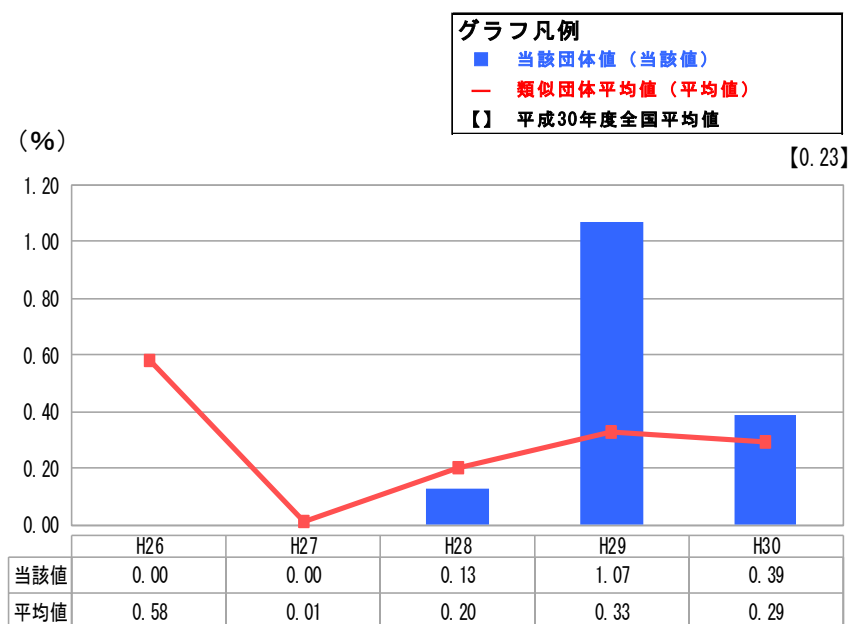


図1-6 管渠改善率(管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況)

経営比較分析表（平成30年度決算）

愛知県 弥富市

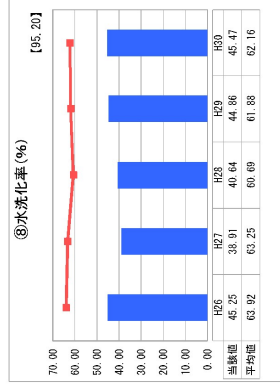
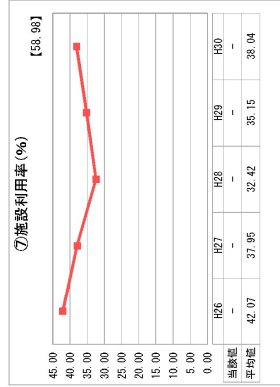
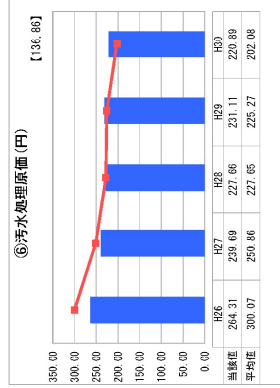
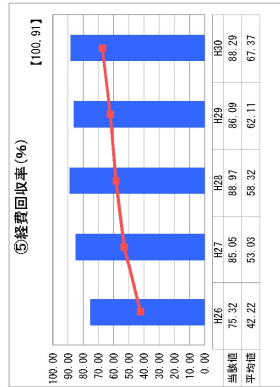
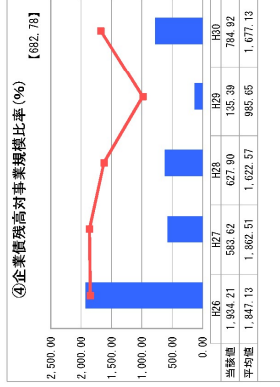
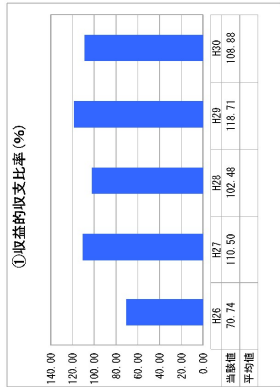
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報	人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法非通用	下水道事業	公共下水道	063	非設置	44,449	49.00	907.12
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
-	該当数値なし	34.26	91.62	3,240	15,207	2.77	5,489.89

グラフ凡例

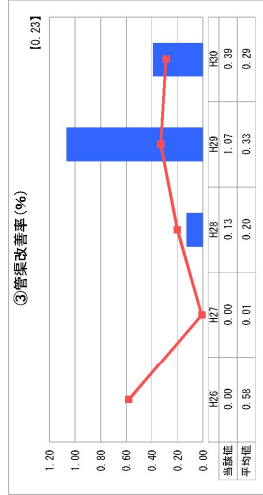
- 当該団体の値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)

平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

- 収益的収支比率
 - ①収益的収支比率
 - 前年度と比べ接続促進により下水道使用料は増えはいるが、均方値促進の上期より若干悪化している。
 - ②基幹設備金比率
 - ④企業債高対事業規模比率
 - 企業債高対事業規模比率
 - 各年度より数値が若干上回っており、類似団体平均値より数値が下回っている。
 - 前年度と比べ下水道使用料は増えているが、均方値の伸び率により悪化している。
 - ⑤経費回収率
 - 各年度より類似団体平均値の数値である。
 - 前年度と比べ下水道使用料が増えたことから改善されている。
 - ⑥汚水処理原価
 - 各年度より類似団体平均値より数値が上回っている。
 - 前年度と比べ下水道使用料が増えたことにより処理の効率が上がり、改善されている。
 - ⑧水洗化率
 - 各年度より類似団体平均値より数値が下回っている。
 - 前年度と比べ下水道使用料を増やして水洗化人口は若干上回り、改善されている。

2. 老朽化の状況について

- 管渠改善率
 - ③管渠改善率
 - 各年度より類似団体平均値より数値が若干上回っている。
 - 前年度と比べ、数値は低下しているが、一部管渠にクラックが見られることから、順次更新している。
 - 平成15年度から管渠等の整備を行っており、整備から年数がたっていないことから老朽化はあまり進んでいない。定期的な検査を行い更新促進に努める。

全体総括

平成22年3月末の供用開始から9年を経過しているが、令和7年度までの構成に向けて現在も供用区域の拡大を行っている。

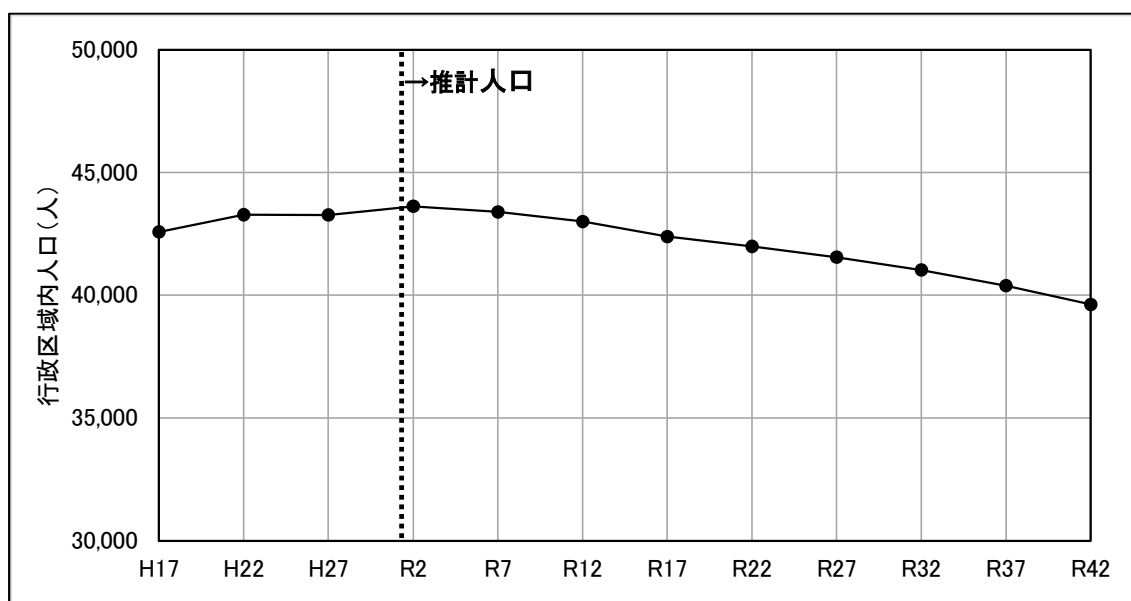
経営の健全化・効率化の改善方針として、平成28年度に接続促進を策定し、平成30年度から特定環境保全公共下水道事業を公共下水道事業に統合し、令和2年度12月に公営企業法一部適用を享受し、令和2年度に接続促進の見直し予定による数値の低下に注力している。新築促進の発行による数値の低下に注力が必要であるが、接続促進を進め接続数と取水量を伸ばすことにより各数値の改善を行っていく。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2 将来の事業環境

2-1 行政区域内人口の予測

将来行政区域内人口については、「弥富市人口ビジョン 平成28年2月」による推計人口を採用しました。この推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値に施策効果を見込んで推計したもので、第2次弥富市総合計画に採用した推計人口です。この推計では、令和2（2020）年にピークに達する（43,621人）見込みとなっています。その後減少を続け、令和12（2030）年には42,997人となり、計画期間10年間で約600人減少する推計結果となっています。



出典)「弥富市人口ビジョン 平成28年2月」

図1-7 行政区域内人口推計結果

表1-2 行政区域内人口推計結果と人口倍率

	実績	推計								
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
人口(人)	43,269	43,621	43,389	42,997	42,388	41,980	41,551	41,028	40,386	39,617
倍率(H27年=1)	1.000	1.008	1.003	0.994	0.980	0.970	0.960	0.948	0.933	0.916

2-2 施設の見通し

(1) 管渠

弥富市公共下水道の管渠整備は、令和元（2019）年度までに全体計画区域の36%の整備が完了しています。そのうち市街化区域は、全体計画区域の27%が整備済みであるのに対し、市街化調整区域は9%しか整備が進んでいない状況にあります。今後は、国による10年概成の方針を踏まえつつ、市街化区域を中心に未整備区域の早期解決を図るものとします。

表1-3 公共下水道事業整備済面積（R元年度末現在）

	全体計画区域	整備済区域		
		市街化区域	市街化調整区域	計
面積(ha)	877.1	237.3	78.8	316.1
割合(%)	100	27	9	36

(2) 処理場・ポンプ場

弥富市では日光川下流流域下水道へ接続しているため、市の管理する処理場・ポンプ場はありません。

公共下水道事業における年度ごとの整備面積、及び概算事業費^{※10}を以下に示します。令和7（2025）年までは23ha/年のペースで整備を行い、それ以降は14ha/年程度のペースとなる予定です。

表1-4 公共下水道整備の概算事業費

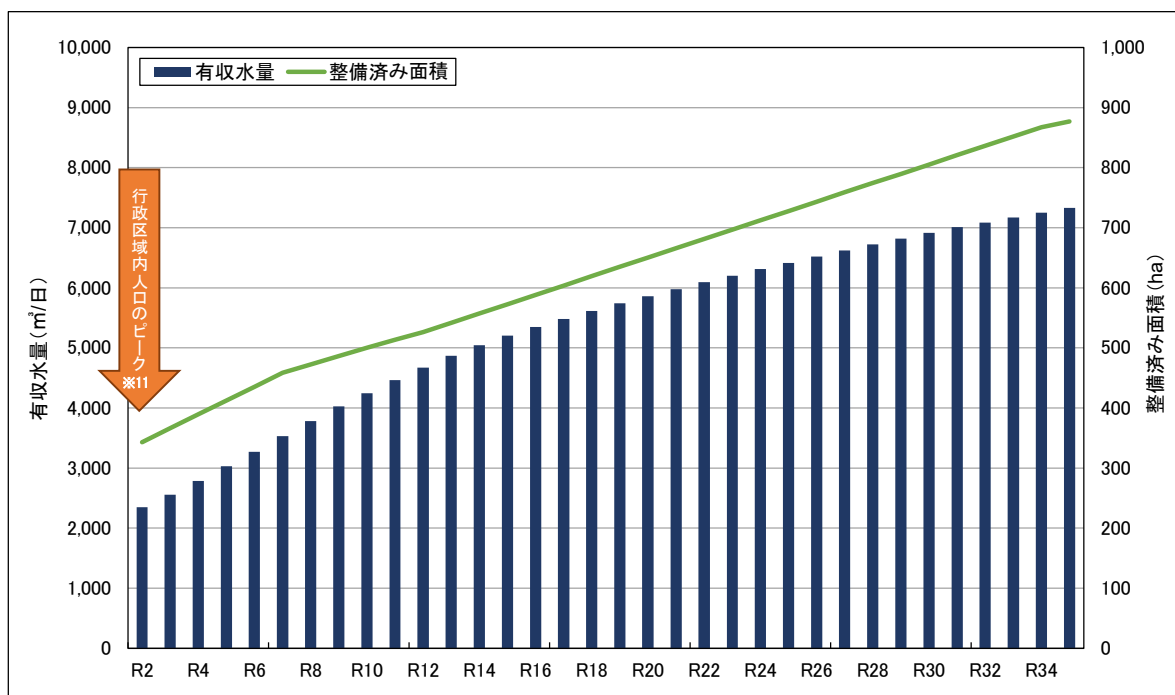
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
整備面積(ha)	23.0	23.0	23.0	23.0	23.0	14.0	14.0	14.0	13.0	12.9
概算事業費 (百万円)	840	780	780	780	780	470	470	470	470	470

※10 設計費、補償費を含み、流域下水道建設負担金、職員給与費を含まない。

2-3 有収水量の予測

有収水量は、下水道整備面積の増加、接続人口の増加等の要因により増加を続ける見込みとなっています。有収水量については、以下の手順で算定しています。

- (1) 整備区域内人口は、管渠整備面積と人口密度を基に算定しました。
- (2) 水洗化人口は、水洗化率が計画期間に44%から56%へ上昇するものとして算定しました。
- (3) 流入汚水量は、人口1人当たりの汚水量原単位と水洗化人口を基に算定しました。汚水量原単位は実績相当の値とし、水洗化人口は、各年度の整備人口に水洗化率を乗じて算定しました。また、水洗化率は、実績相当の値を採用しました。
- (4) 有収水量は、流入汚水量と有収率（令和元（2019）年度実績）を基に算定しました。



※11 行政区域内人口は、令和2（2020）年にピークとなる見込みだが、それ以降も下水道整備や水洗化が進捗することにより、有収水量は、増加する見込みである。

図1-8 有収水量と整備面積の予測結果

表1-5 各種水量と整備面積^{※12}の予測結果

項目		R2	R12	R22	R32
流入汚水量 (m ³ /日)	日平均	2,595	5,203	6,801	7,913
	日最大 ^{※13}	3,460	6,937	9,068	10,551
有収水量(m ³ /日)		2,352	4,673	6,096	7,085
整備済み面積(ha)		344	526	681	836

※12 整備面積は本計画策定時（令和2（2020）年度）の予定である。

※13 日最大流入汚水量は、日平均流入汚水量を0.75（全体計画における負荷率）で除した値である。

2-4 使用料収入と水洗化率の見通し

使用料収入は、有収水量に比例した伸びとなる見通しです。水洗化率は、これまでと同様に啓発活動等の接続促進を続け、目標年度である令和12（2030）年度で56%程度になると推定しました。

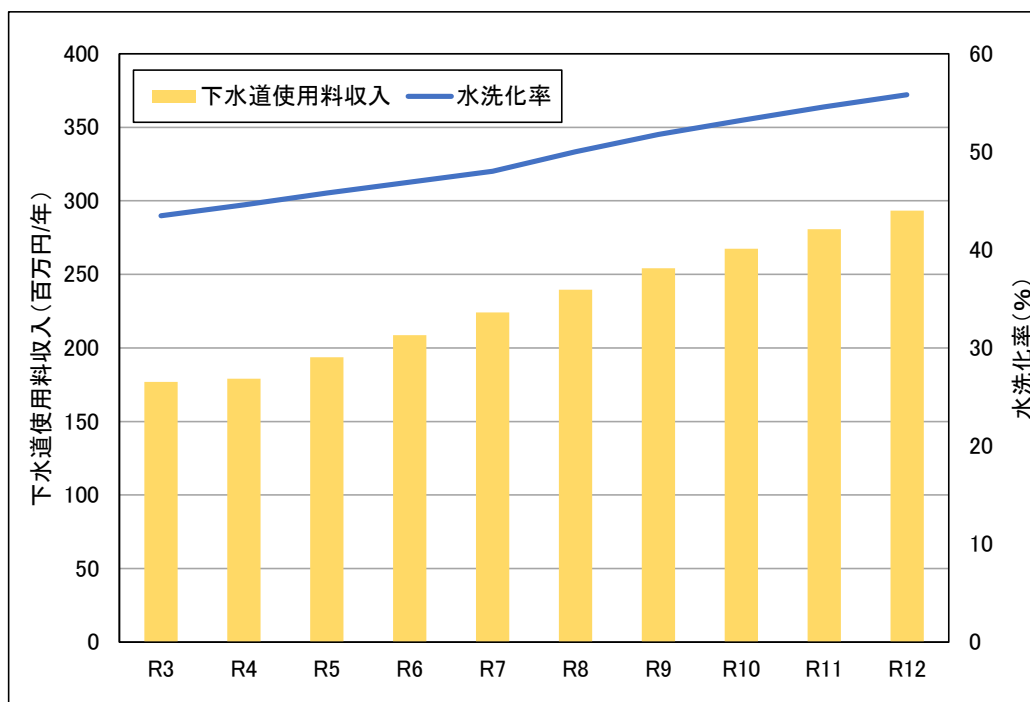


図1-9 使用料収入と水洗化率の予測結果

2-5 組織の見通し

下水道課は、10人の職員で公共下水道事業と農業集落排水事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現在の組織体制を維持する計画です。

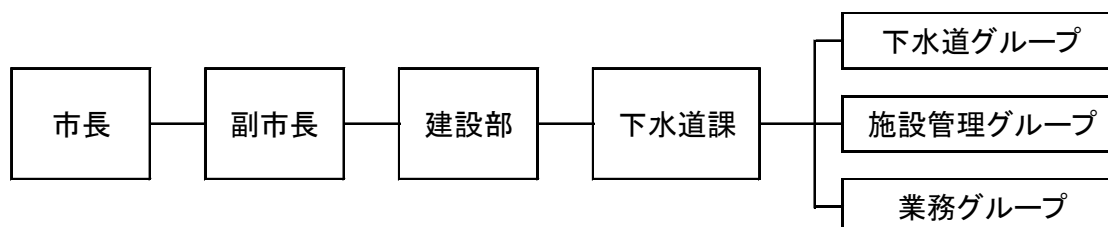


図1-10 下水道課組織図

3 経営の基本方針

公共下水道の役割である「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」を持続させるため、以下4つの基本方針を掲げます。

適切で計画的な事業執行	<p>これまでの建設投資に伴う公債費、及び10年概成に向けた建設に係る費用等により厳しい経営となっておりますが、限られた財源の中、適切な事業計画と財政計画を基に経営を行います。</p> <p>公営企業会計適用により、独立採算性、及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるようにします。</p>
効率的な事業執行	<p>業務の効率化とコスト削減に徹底的に取り組みます。</p>
収入の確保と負担の適正化	<p>財政基盤の強化のため、収入の確保と他会計繰入金の適正化を図ります。</p> <p>収入の確保のため使用料を確実に収入するとともに、国庫交付金や事業債の資金を適切に調達します。</p> <p>公共下水道等使用料徴収事務に関することは、平成22(2010)年度に海部南部水道企業団と協定を結び、使用料の収納率向上を図っていきます。</p>
水洗化の促進	<p>公共用水域の水質保全のため、接続促進のための資料を各戸配布・戸別訪問や下水道事業宅内配管整備資金融資あっせん制度を設け、未接続者への接続促進に努めていきます。</p>

4 投資・財政計画（収支計画）

4-1 投資・財政計画（収支計画）

（1）経営戦略における目標値

以下のとおり計画期間内の目標を定め、その達成に努めます。

経費回収率の向上に努めます	公共下水道事業は本市の発展に大きく貢献しており、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきています。回収するべき経費は未だ回収しきれれていませんが、経費回収率は平成30（2018）年度で90%程度にとどまっています。（参考：類似団体平均は約67%）しかし、計画期間内は100%以上で推移する見込みとなっています。これは公営企業法適用により経費回収率の計算方法が変わったことが影響しています。
水洗化率の向上に努めます	本市の公共下水道事業の水洗化率は、近年上昇傾向にあり、平成30（2018）年度で約45%に達しています。（参考：類似団体平均は約62%）今後も徐々に上昇し、計画期間内には56%程度になると推定しています。
他会計繰入金を抑制します	公共下水道事業はその公共性から他会計繰入金も財源の一部となっているのが現状です。多くの投資が必要となる中、市全体の財政の負担にならないよう、総務省通達にて定められている繰出基準から外れる他会計繰入金（基準外繰入）の抑制に努めます。

（2）投資・財政の見通し（税込み）

上記の目標を達成するため策定した「投資・財政計画（収支計画）」を、27、28頁に示します。

4-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

投資額については、主に施設の建設にかかる費用（建設改良費）と、企業債償還金を計上しています。

■投資額の主な内訳

建設改良費	管路施設の整備費用、流域下水道建設負担金、職員給与費を計上しています。
企業債償還金	令和2（2020）年度までに発行済みの企業債に係る償還金に、上記建設改良費の財源として起債予定の企業債に係る償還金を加えて推計しています。

（2）収支計画のうち財源についての説明

上述の投資計画を遂行するための財源については以下のとおりです。

■収入の主な内訳

使用料（使用料収入）	有収水量を推定し、最新の使用料単価（使用料収入／有収水量）の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、企業債償還金にも充当します。
国（県）補助金	国（県）による交付金が見込める事業（主に建設事業）に関しては、交付金を見込んでいます。
他会計繰入金	一般会計からの繰入金を見込んでいます。総務省から通知される繰出基準を踏まえて推計しています。
長期前受金戻入	固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金等を一旦、繰延収益（長期前受金）として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上しています。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資にかかる建設改良費以外の経費については、過去の投資状況、及び今後の事業計画を踏まえ、支出項目別に検討を行いました。計画策定に当たって前提とした主な内容は、次のとおりです。

■収支計画のうち投資以外の経費に関する説明

営業費用（職員給与費）	整備中の公共下水道事業については資本的支出のみ計上していますが、令和2（2020）年度予算では収益的支出への計上も行っています。職員数の増減は予測が困難であるため、令和2（2020）年度の予算形態に倣って整理しています。
営業費用（その他）	主に施設の維持管理費を計上しています。汚水処理水量に比例する傾向にあるものと、そうでないものに分け、前者については処理水量当たりの費用の実績平均値に処理水量を乗じて算出し、後者については費用の実績平均値で将来値を推計しています。
減価償却費	減価償却費は、下水管渠等、長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額を一旦、資産として計上し、当該金額を資産の耐用年数にわたって規則的に費用として配分して算出しています。 減価償却費についても、企業償還金と同様に令和2（2020）年度までに取得済みの資産に係る減価償却費に、令和3（2021）年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費を加えて推計しています。

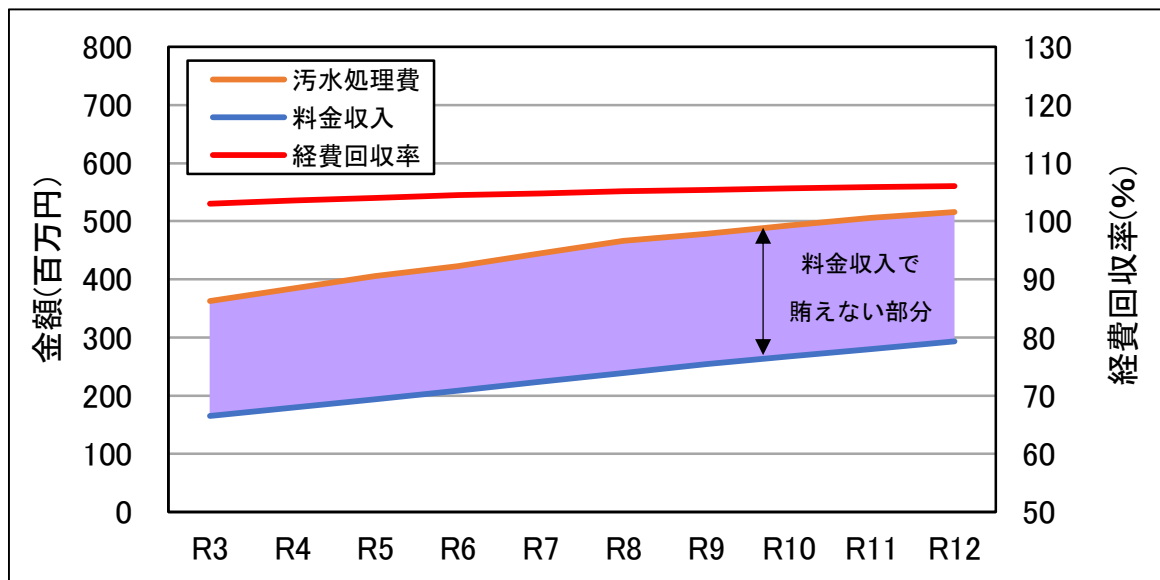
4-3 投資・財政計画（収支計画）のポイント

策定した投資・財政計画（収支計画）は、総支出に対して不足する財源を繰入金として受領することで、計画期間内では収支均衡となっています。しかし、経費回収率の現状を踏まえれば、過度な企業債を負担することなく、施設のライフサイクルコストを最小限に抑えながら事業を効率的に運営していくことが重要です。これらの観点から、投資・財政計画（収支計画）の中でポイントとなる項目について取り上げます。

（1）経費回収率の推移

下水道事業の経費回収率は、計画期間当初より概ね100%以上となります。経費回収率は、料金収入を汚水処理費^{※14}（汚水資本費＋維持管理費）で除して算定していますが、この汚水処理費からは、一般会計から繰り入れる費用である公費負担分を除いています。この繰り入れる費用は、総務省による繰出基準に基づいた基準内繰入金となっています。よって、実際に必要な汚水処理費を使用料収入で賄うことはできていませんが、経費回収率は、100%を超える推移となっています。

将来的に、料金収入とこれで賄うべき汚水処理費が均衡する年度から、経費回収率が急上昇することが見込まれますが、この時期には既存施設の更新事業への更なる投資が必要になると予想されます。



※14 経費回収率算定における汚水処理費は、公費負担分を除く金額である。

図1-11 経費回収率の予測結果

(2) 建設改良費と企業債償還金の推移

公共下水道事業は、年度ごとの整備量に従い建設改良費を計上しています。令和7（2025）年度までに23ha/年、令和8（2026）年度以降で14ha/年程度の整備面積を予定しており、それぞれ平準化された建設改良費を計上しています。整備が完了するまでは、令和8（2026）年度以降と同程度の金額が計上される見込みです。企業債償還金については、計画年次の後、直にピークを迎え、その後は減少傾向となる見込みです。

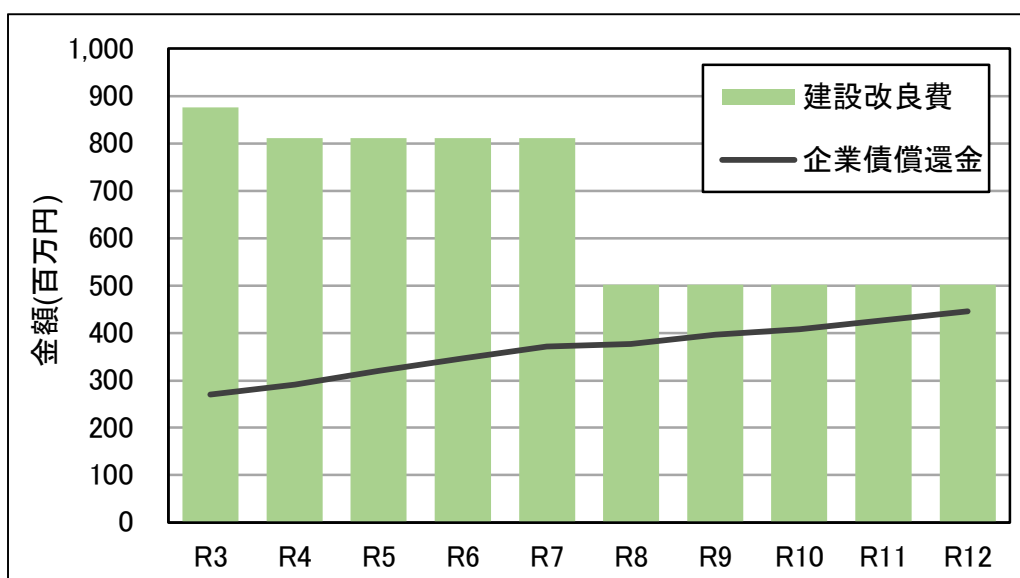


図1-12 建設改良費と企業債償還金の予測結果

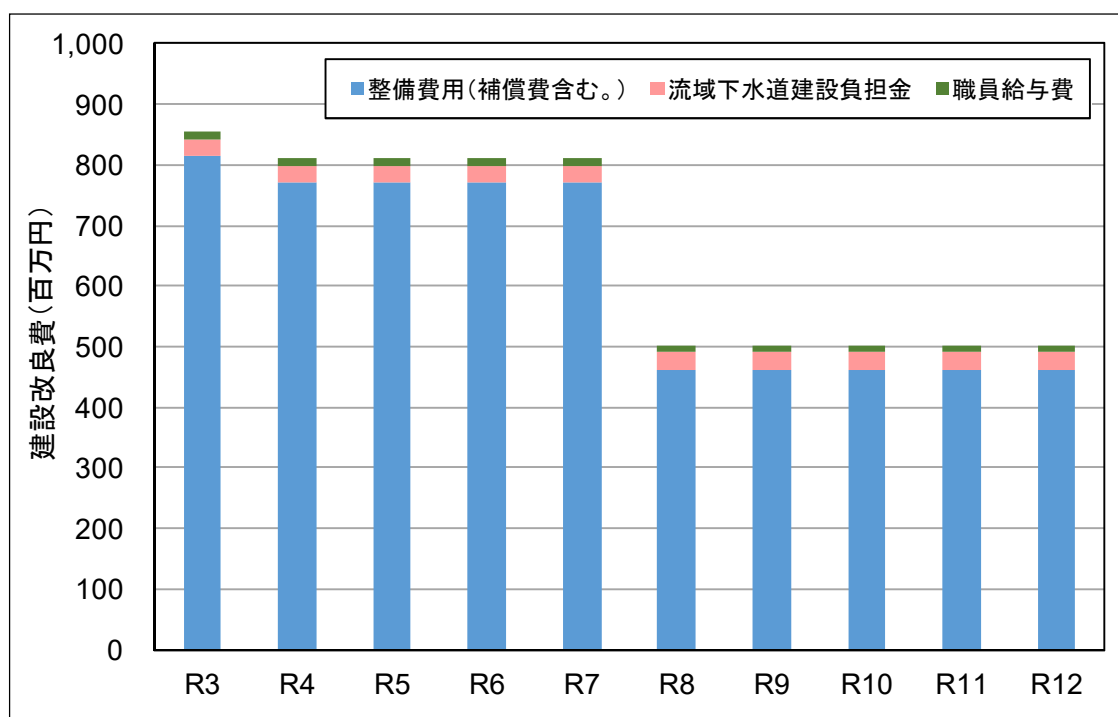


図1-13 建設改良費の内訳

(3) 他会計繰入金の推移

本計画における他会計繰入金は、毎年350百万円程度で推移しており、計画年次後にピークを迎えた後は減少傾向となる見込みです。

使用者負担の原則によれば、支出は使用料収入で賄うことが望ましいとされていますが、公共下水道事業は、企業債償還金の増大による収支の不足分を他会計繰入金で補っているのが現状です。

整備には多額の初期投資を要することから、償還額の負担は世代間負担の公平性を確保する観点からもやむを得ないものと考えています。しかしながら、適正な負担水準を維持するとともに次世代に過度な負担を先送りしないためにも、コスト削減や使用料収入の確保に努めます。

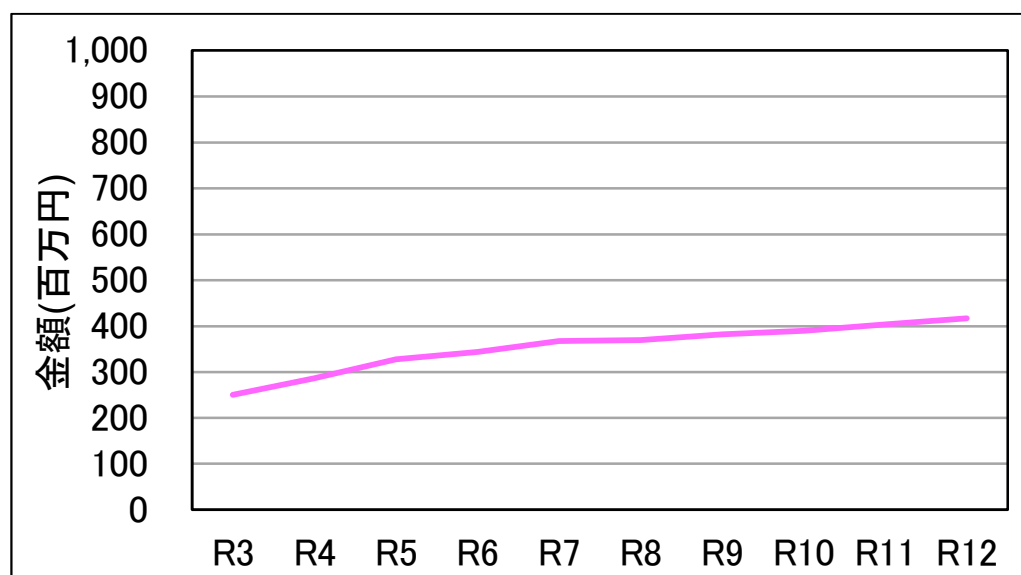


図1-14 他会計繰入金の予測結果

表1-6 他会計繰入金の予測結果

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公共下水道事業 (百万円)	251	287	327	344	368	370	382	389	404	417
農業集落排水事業 (百万円)	205	264	260	257	250	245	233	224	217	210
合計 (百万円)	456	551	587	601	618	615	615	613	621	627

(2)、(3)の各指標、及び維持管理費をまとめた図を次頁に示します。計画期間内において、当初は建設改良費が多いものの、他会計繰入金が増加傾向となる見込みです。

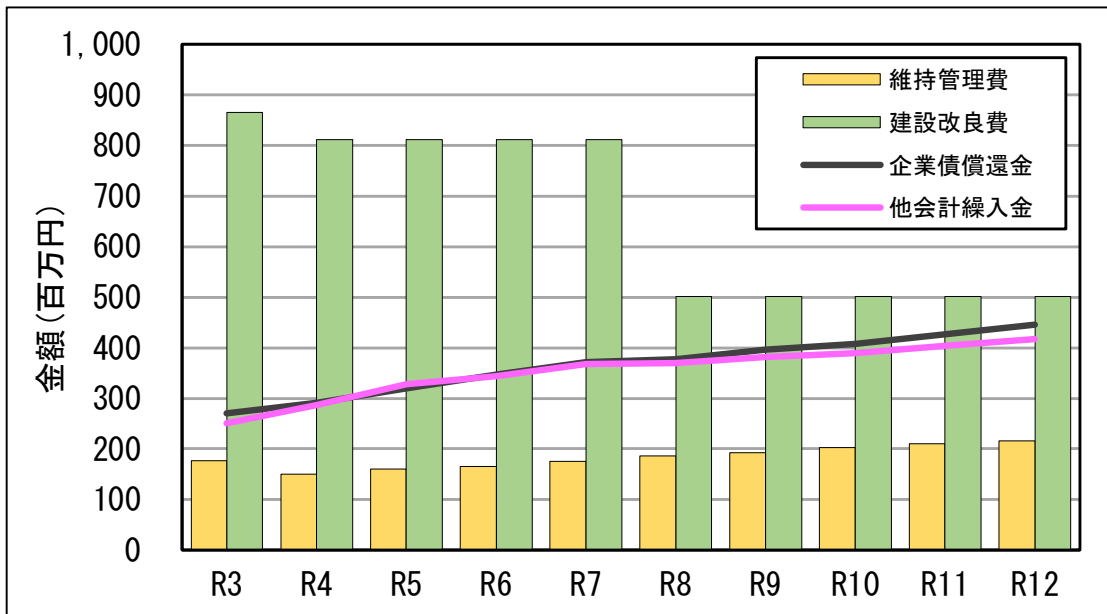


図 1-15 各指標の推移

投資・財政計画
(収支計画)

区分	年度										
	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収入	602,700	571,900	462,600	462,600	462,600	462,600	277,360	277,360	277,360	277,360	277,360
1. 企業費平準化債 うち資本出資金	100,000										
2. 他会計補助金	19,779	68,722	10,800	10,800	10,800	10,800	129,869	143,869	150,869	165,869	181,869
3. 他会計負担金											
4. 他会計借入金											
5. 国(都道府県)補助金	322,000	267,000	268,000	268,000	268,000	268,000	161,600	161,600	161,600	161,600	161,600
6. 固定資産売却代金											
7. 工事負担金											
8. その他											
9. 計	1,044,479	907,622	810,269	843,269	858,269	875,269	579,629	593,629	600,629	615,629	631,629
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額											
(B)											
(C)	1,044,479	907,622	810,269	843,269	858,269	875,269	579,629	593,629	600,629	615,629	631,629
(D)	1,031,669	876,394	811,000	811,000	811,000	811,000	502,000	502,000	502,000	502,000	502,000
(E)	12,152	12,832	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
(F)	178,047	193,654	213,338	239,874	264,516	287,915	291,803	311,483	324,058	344,195	364,914
(G)											
(H)											
資本的支出											
1. 建設改良費	1,209,716	1,070,048	1,024,338	1,050,874	1,075,516	1,098,915	793,803	813,483	826,058	846,195	866,914
2. 繰越工事資金	165,237	162,426	214,069	207,605	217,247	223,646	214,174	219,854	225,429	230,566	235,285
3. 繰越工事資金	102,725	111,317	172,548	169,084	180,090	188,280	196,862	203,815	210,026	216,527	222,700
4. その他											
5. 計	1,477,678	1,343,791	1,410,955	1,427,563	1,472,853	1,510,841	1,206,839	1,237,152	1,261,513	1,292,918	1,325,199
資本的収入額が資本的支出額に不足する額											
補填財源											
1. 損益剰余金処分額											
2. 繰越工事資金	62,512	51,109	41,521	38,521	37,157	35,366	17,312	16,039	15,403	14,039	12,585
3. その他	165,237	162,426	214,069	207,605	217,247	223,646	214,174	219,854	225,429	230,566	235,285
4. 計	227,749	213,535	255,590	246,126	254,404	259,012	231,486	235,893	240,832	244,605	247,870
補填財源不足額	6,780,643	7,158,889	7,408,151	7,630,877	7,828,961	8,003,646	7,989,203	7,955,080	7,908,382	7,841,547	7,753,993
他会計繰入金											
企業債											
債残高											

○他会計繰入金

区分	年度										
	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分	309,057	181,914	207,375	214,566	216,625	222,943	228,842	226,832	227,546	227,311	224,737
うち基準内繰入金	306,757	179,614	205,075	212,266	214,325	220,643	226,542	224,532	225,246	225,011	222,437
うち基準外繰入金	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
資本的収支分	19,779	68,722	79,669	112,669	127,669	144,669	140,669	154,669	161,669	176,669	192,669
うち基準内繰入金	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800
うち基準外繰入金	8,979	57,922	68,869	101,869	116,869	133,869	129,869	143,869	150,869	165,869	181,869
合計	328,836	250,636	287,044	327,235	344,294	367,612	369,511	381,501	389,215	403,980	417,406

第 2 章

農業集落排水事業編

1 事業概要

1-1 事業の概要

(1) 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	弥富北西部：平成12年度（20年） 広 大 海：平成14年度（18年） 鍋 田：平成15年度（17年） 十四山北部：平成11年度（21年） 十四山南部：平成16年度（16年） 十四山西部：平成21年度（11年） 十四山東部：平成26年度（6年）	法適 ^{※1} (全部適用・一部 適用) 非適の区分	一部適用
処理区域内 人口密度	16人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	7 処理区		
処理場数	7 処理場		
広域化・共同化・ 最適化 実施状況 ^{※2}	使用料徴収事務を海部南部水道企業団に委託している。		

※1 「法適」とは、地方公営企業法を適用した事業であることを示す。「非適」とは、地方公営企業法を適用してない事業であることを示す。「全部適用」とは、地方公営企業法をすべて適用していることを示す。「一部適用」とは、地方公営企業法の財務規定のみ適用していることを示す。

※2 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（使用料徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

(2) 使用料（税抜き）

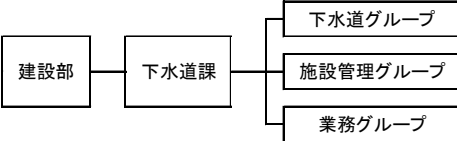
一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本使用料 1 使用月につき10m ³ まで1,000円 超過使用料 排除汚水量 10m ³ を超える場合 1 m ³ につき120円							
併用住宅用使用料体系の概要・考え方 ^{※3}	基本使用料 1 使用月につき10m ³ まで2,000円 超過使用料 排除汚水量 10m ³ を超える場合 1 m ³ につき120円							
業務用使用料体系の概要・考え方	併用住宅用使用料体系と同じ							
条例上の使用料 ^{※4} (20m ³ /月) ※過去3年度分を記載	<table border="1"> <tr> <td>平成29年度 2,200円</td> <td rowspan="3">実質的な使用料^{※5} (20m³/月) ※過去3年度分を記載</td> <td>平成29年度 2,200円</td> </tr> <tr> <td>平成30年度 2,200円</td> <td>平成30年度 2,218円</td> </tr> <tr> <td>令和元年度 2,200円</td> <td>令和元年度 2,200円</td> </tr> </table>	平成29年度 2,200円	実質的な使用料 ^{※5} (20m ³ /月) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,200円	平成30年度 2,200円	平成30年度 2,218円	令和元年度 2,200円	令和元年度 2,200円
平成29年度 2,200円	実質的な使用料 ^{※5} (20m ³ /月) ※過去3年度分を記載	平成29年度 2,200円						
平成30年度 2,200円		平成30年度 2,218円						
令和元年度 2,200円		令和元年度 2,200円						

※3 「併用住宅」とは、一般家庭と業務用と区別し難い建物を指す。

※4 「条例上の使用料」とは、一般家庭における20m³/月の使用料をいう。

※5 「実質的な使用料」とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む。）をいう。

(3) 組織

職 員 数	10人（公共下水道事業と農業集落排水事業を運営している。）		
事業運営組織	建設部下水道課	 <pre> graph LR A[建設部] --- B[下水道課] B --- C[下水道グループ] B --- D[施設管理グループ] B --- E[業務グループ] </pre>	

1-2 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む。)	処理場・管渠・中継ステーション等の維持管理業務を民間委託している（7処理場）。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、今後一括発注や複数年での発注を行う等、経費節減策を予定であるため、指定管理者制度については、未検討である。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、今後一括発注や複数年での発注を行う等、経費節減策を予定であるため、PPP・PFIについては、未検討である。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 ^{※6} (下水熱・下水汚泥・発電等)	エネルギー利用に有効な施設がないため未検討である。
	イ 土地・施設等利用 ^{※7} (未利用土地・施設の活用等)	活用する土地・施設がないため未検討である。

※6 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む。）を用いた収入増につながる取組を指す。

※7 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた収入増につながる取組を指す。（単純な売却は除く。）

1-3 経営比較分析表を活用した現状分析

■ 平成30(2018)年度決算経営比較分析表(農業集落排水事業)

経営比較分析表(40頁参照)においては、収益的収支比率、経費回収率等、計11点の経営指標が整理されています。ここでは、本市が該当する7点の経営指標により、経営状況を示します。

以下に各指標の現状分析結果を示します。指標の分析に際しては、全国平均、及び類似団体^{※8}平均を用いて実施しました。

※8 総務省にて地方公共団体を供用開始後年数にて分類。本市と同じ分類は717団体。

愛知県内では21団体で、以下のとおりである。

豊橋市、岡崎市、豊川市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、稲沢市、新城市、大府市、知多市、日進市、愛西市、大口町、飛島村、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町

表2-1 類似団体分類表

供用開始後 年数別区分	類型区分	団体数	備考
30年以上	F1	122	
15年以上	F2	717	弥富市含む
15年未満	F3	51	
合 計		890	

(1) 経営の健全性・効率性

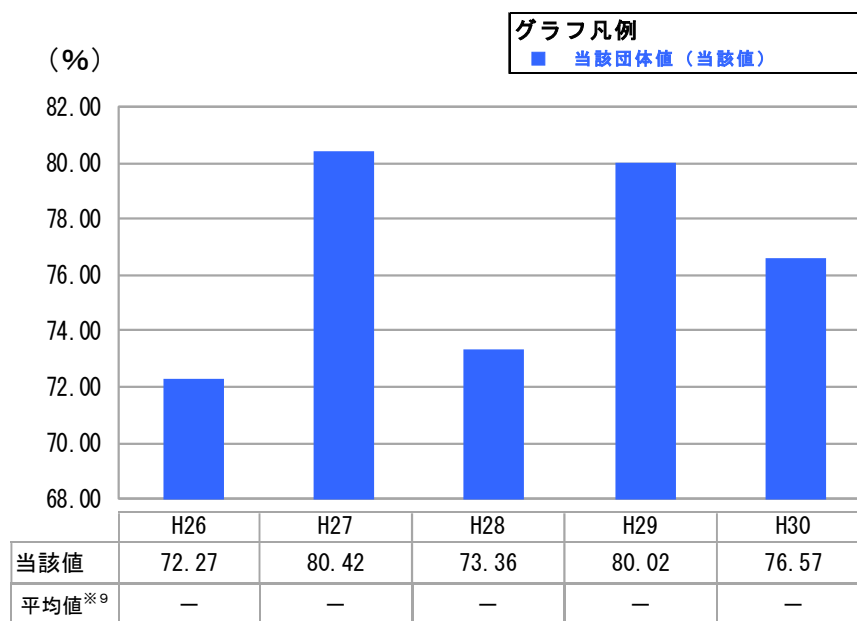
ア 収益的収支比率

収益的収支比率とは、使用料収入や他会計繰入金等の総収益に対して、汚水処理に係る費用に地方債償還金（建設時の借金）を加えた総費用がどの程度賄えているかを表す指標です。当指標については、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上を目標とすることが好ましいです。

本市における平成30（2018）年度の収益的収支比率は、約77%であり、最近5箇年にわたり80%前後を推移しています。ただし、前年度と比べ、接続促進により汚水処理施設使用料は増えていますが、地方債償還金の上昇により若干悪化しています。

今後は、改善に向けて、総収益の増加（接続促進による水洗化率の向上等）、総費用の削減（汚水処理原価の低減等）が必要となります。

$$\text{収益的収支比率} = \text{総収益} / (\text{汚水処理費} + \text{地方債償還金}) \times 100$$



※9 類似団体は、法適用企業と非適用企業に分けられるが、法適用企業における当該指標は、収益的収支比率とは異なり、経常収支比率であるため、類似団体平均を表示していない。

図 2-1 収益的収支比率（単年度の収支）

イ 企業債残高対事業規模比率

使用料収入に対する地方債残高（管路施設を含む汚水処理施設の建設時の借金）の割合であり、地方債残高の規模を表す指標です。当指標については、低いほど経営的には好ましいですが明確な基準はないため、類似団体との比較により、本市の置かれている状況を把握・分析することになります。

本市における平成30（2018）年度の企業債残高対事業規模比率は、約1,085%であり、5箇年にわたって減少しています。一方、平成30（2018）年度の類似団体平均値は、約789%、全国平均値は約748%であり、本市は高い水準となっています。前年度と比べ、地方債の償還が進んだことや、汚水処理施設使用料が増えたことから、改善されています。また、今後の設備の改築更新により、企業債残高は増加する傾向になると推察されます。

$$\text{企業債残高対事業規模比率} = \text{地方債現在高合計} / \text{営業収益} \times 100$$

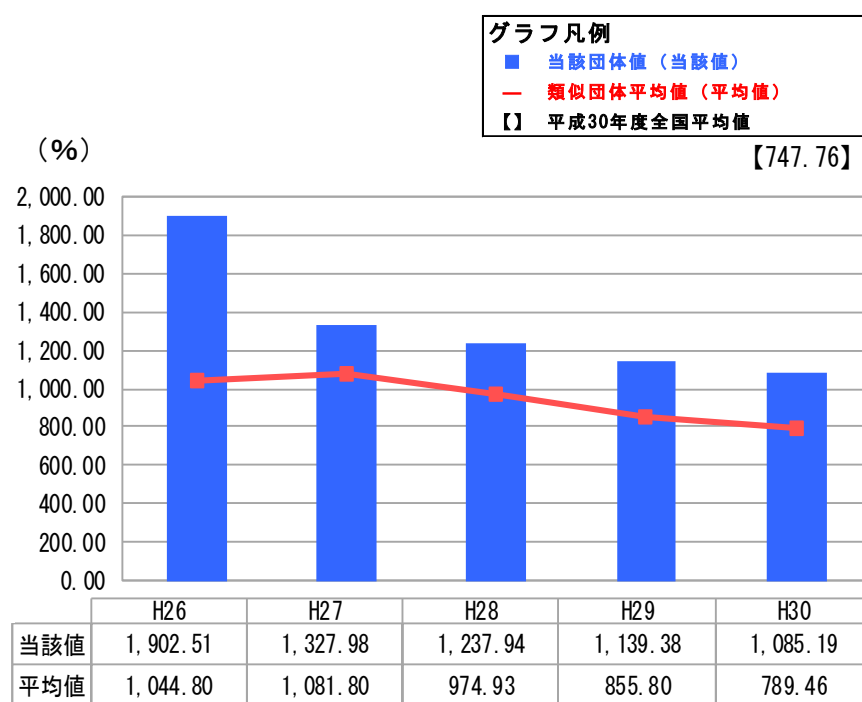


図 2-2 企業債残高対事業規模比率（債務残高）

ウ 経費回収率

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能となります。当指標については、100%以上を目標とすることが好ましいです。

本市における平成30(2018)年度の経費回収率は約30%、類似団体平均値は約58%、全国平均値は約60%であり、本市は低い水準(使用料水準の適切性がやや劣る)であると言えます。これは、経費に対して使用料水準が安価となっているためです。平成29(2017)年度から平成30(2018)年度にわたり上昇していますが、100%以上を目指し引き続き経費回収率の向上に努めていく必要があります。

$$\text{経費回収率} = \text{使用料/汚水処理費(公費負担分を除く。)} \times 100$$

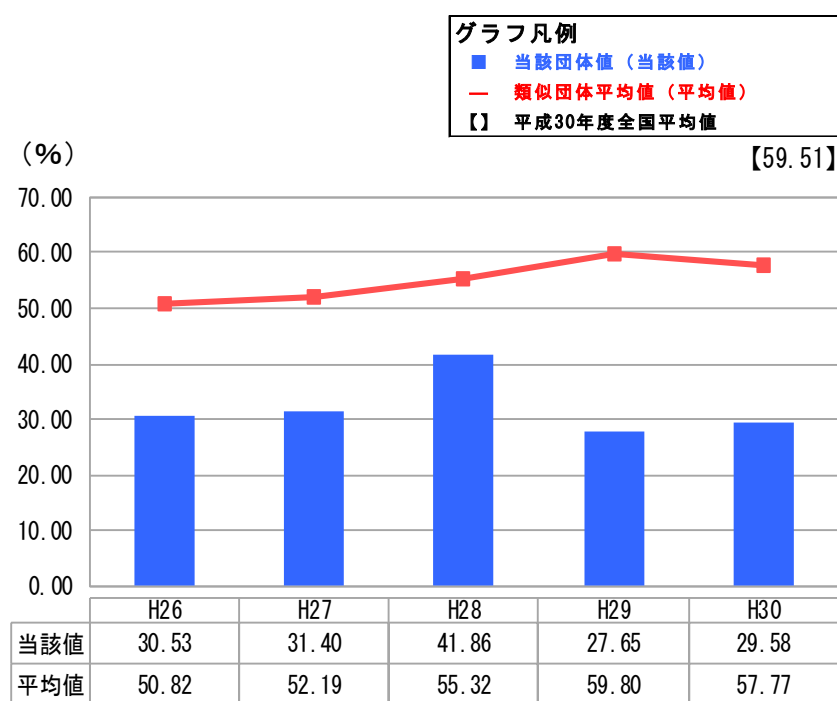


図 2-3 経費回収率(使用料水準の適切性)

エ 汚水処理原価

有収水量 1 m³当たりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち使用料として回収すべき費用）、及び汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。当該指標については、低いほど好ましいですが明確な数値基準はないと考えられます。従って、経年比較や類似団体との比較等により本市の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているか分析する必要があります。

本市における平成30（2018）年度の汚水処理原価は約446円、類似団体平均値は約274円、全国平均値は約261円であり、本市は高い水準（費用の効率性は低い）であると言えます。投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による経営改善に取り組む必要があります。

$$\text{汚水処理原価} = \text{汚水処理費（公費負担分を除く。）} / \text{年間有収水量}$$

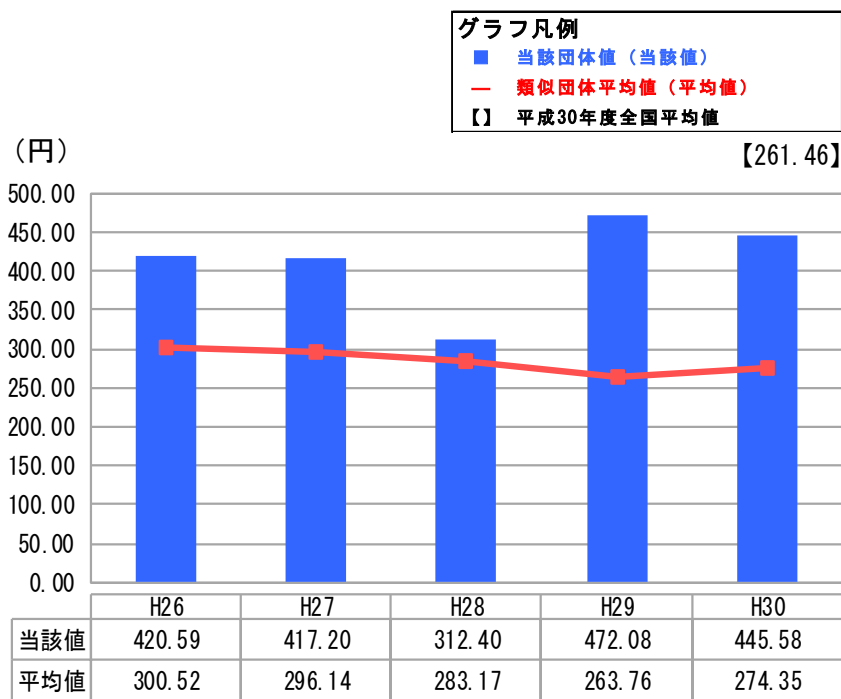


図 2-4 汚水処理原価（費用の効率性）

オ 施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

当該指標については、明確な数値基準はないと考えられますが、一般的には高いほど好ましい数値です。

本市における平成30(2018)年度の施設利用率は約43%、類似団体平均値は約51%、全国平均値は約52%であり、本市はやや低い水準(施設の効率性が劣る)であると言えます。

$$\text{施設利用率} = \text{晴天時一日平均処理水量} / \text{晴天時現在処理能力}$$

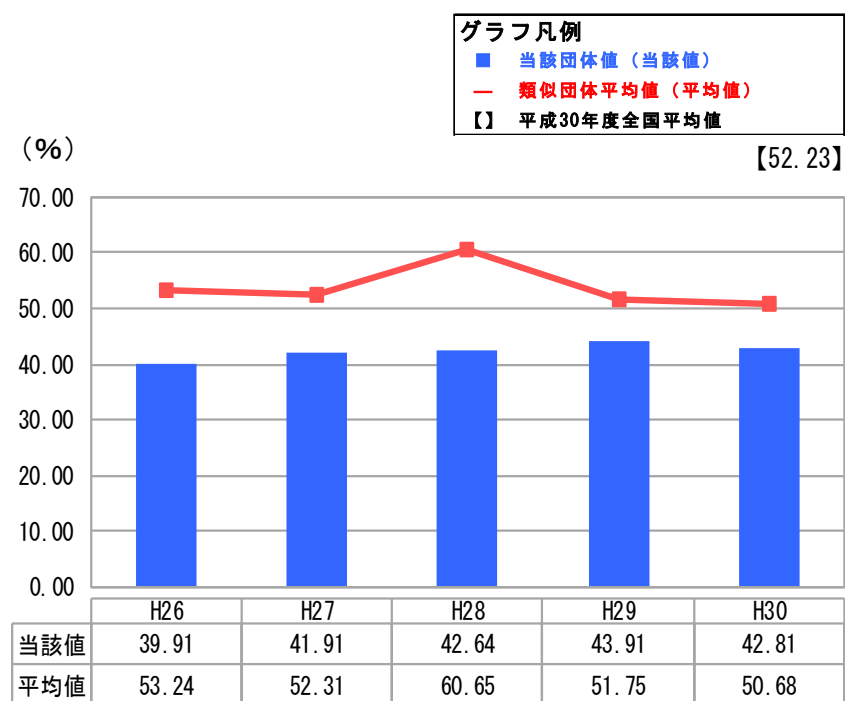


図 2-5 施設利用率(施設の効率性)

カ 水洗化率

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の増加等の観点から100%となっていることが望ましいです。

本市における平成30(2018)年度の水洗化率は約81%、類似団体平均値は約85%、全国平均値は約86%であり、本市はやや低い水準となっていますが、近年5箇年において上昇傾向にあります。前年度と比べ、回覧や未接続世帯を対象とした各戸訪問による接続促進の啓発活動により、浄化槽から農業集落排水に接続する人口が増えたことから、改善されています。

水洗化率の向上は、使用料収入の増加に直結し、経費回収率の改善に寄与するため、引き続き下水道接続の推進活動に取り組んでいくことが望まれます。

$$\text{水洗化率} = \text{現在水洗便所設置済人口} / \text{現在処理区域内人口} \times 100$$

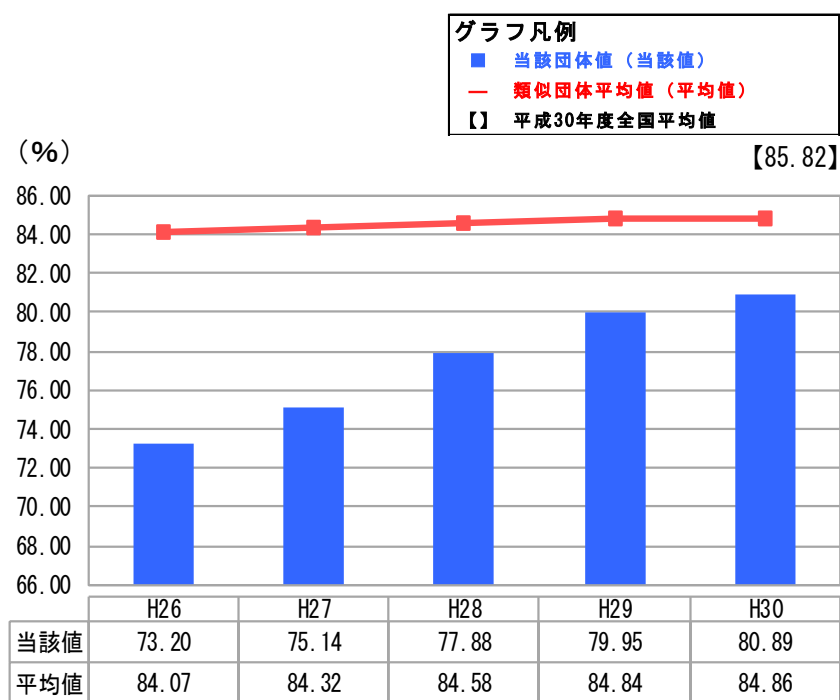


図 2-6 水洗化率（使用料対象の捕捉）

(2) 老朽化の状況

キ 管渠改善率

当該年度に更新した管渠延長の割合を示し、管渠の更新ベースや状況を示す指標です。当指標については、明確な基準はありませんが、数値が2%の場合すべての管渠を更新するのに50年かかる更新ベースであることが把握できます。

本市における平成30（2018）年度の管渠改善率は、耐用年数を経過した管渠がないため0.00%です。

平成6（1994）年度から管渠等の整備を行っており、整備から最長25年間に経過していることから、注意が必要です。今後定期的に点検・調査を行い、長寿命化に努めます。

$$\text{管渠改善率} = \text{改善（更新・改良・維持）管渠延長} / \text{下水道布設延長} \times 100$$

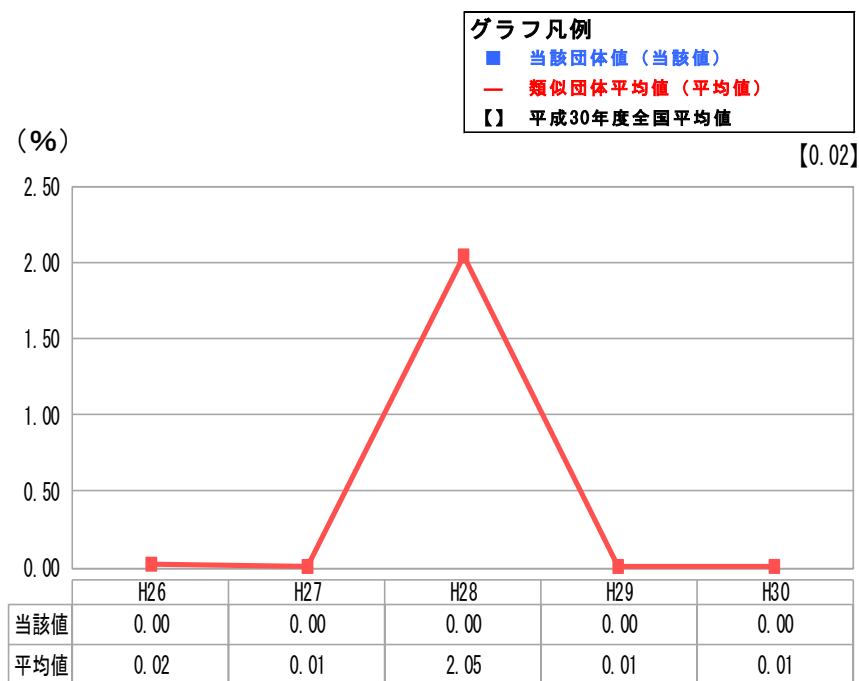


図 2-7 管渠改善率（管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況）

経営比較分析表（平成30年度決算）

愛知県 弥富市

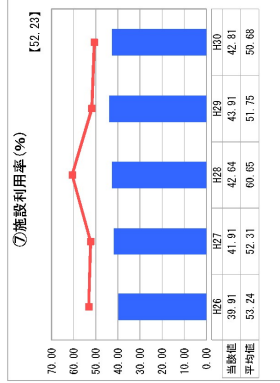
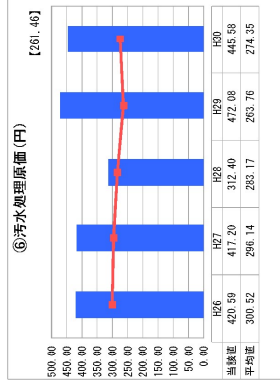
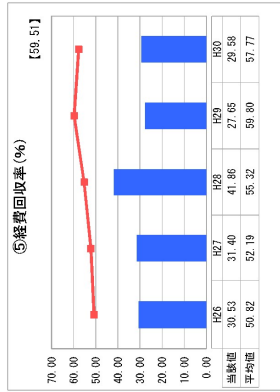
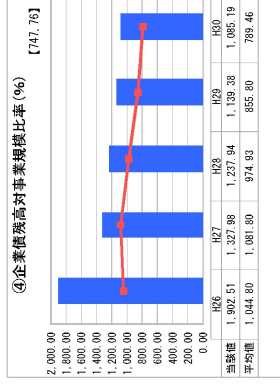
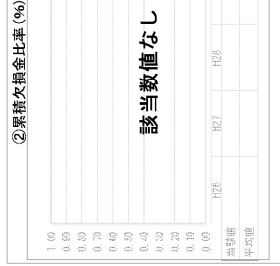
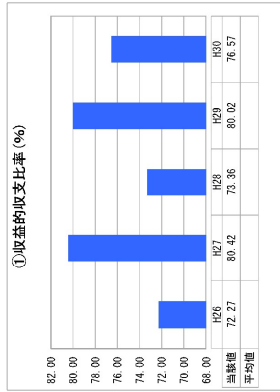
業務名	業種名	事業名	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集排水	非設置
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	16.18	2,376
		105.72	

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
44,449	49.00	907.12
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
7,180	4.45	1,613.48

グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率 前年度と比較して増減が認められるが、地方債借入の増加により汚水処理施設使用料は増えている。地方債借入の増加により汚水処理施設使用料は増えている。

②原積金比率 本年度は前年度より増えている。本年度より増えている。本年度より増えている。

③流動比率 本年度は前年度より増えている。本年度より増えている。本年度より増えている。

④企業債務対事業総額比率 本年度は前年度より増えている。本年度より増えている。本年度より増えている。

⑤経費回収率 本年度は前年度より増えている。本年度より増えている。本年度より増えている。

⑥汚水処理原価 本年度は前年度より増えている。本年度より増えている。本年度より増えている。

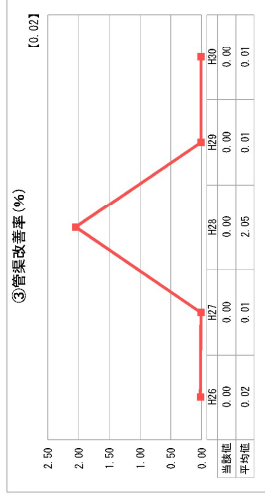
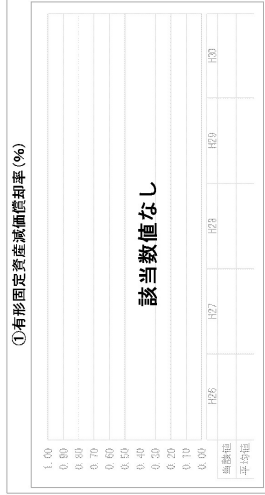
⑦施設利用率 本年度は前年度より増えている。本年度より増えている。本年度より増えている。

⑧水洗化率 本年度は前年度より増えている。本年度より増えている。本年度より増えている。

2. 老朽化の状況について

平成6年度から修繕等の整備を行っており、整備から平成28年度が経過しており注意が必要である。今後定期的に検査を行い、長寿化に努める。

2. 老朽化の状況



全体総括

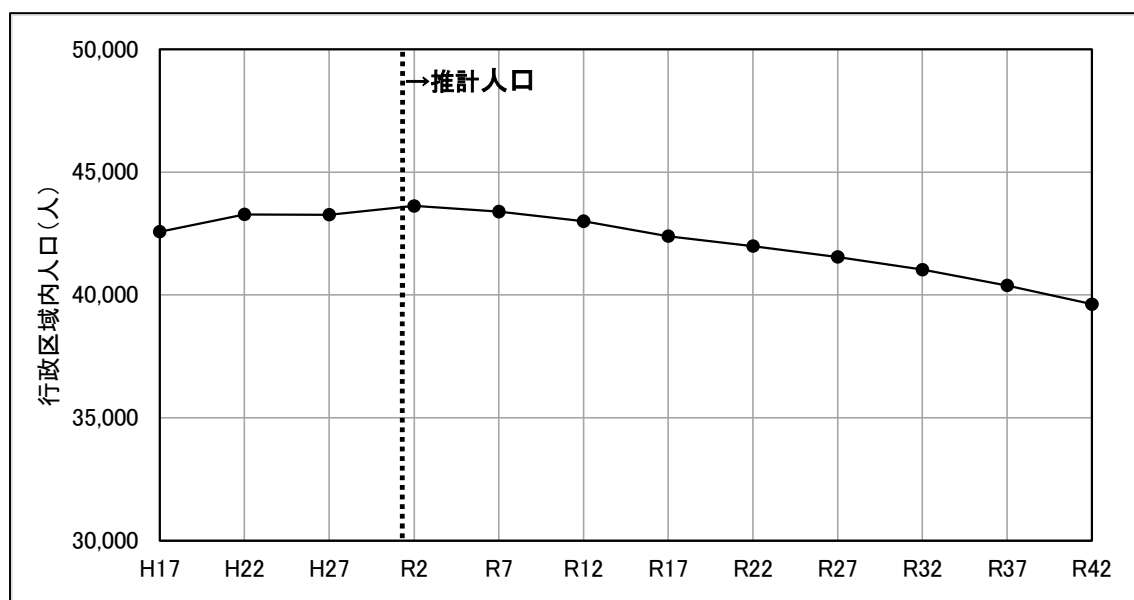
平成26年度十四山駅前処理場の供用開始により、農業集排水事業は整備を完了した。令和2年4月1日に公営企業法を適用し、令和2年度に経営戦略を策定予定である。今後は経営戦略を推進し、使用料収入の増加に努めるとともに、整備等の適切な維持修繕を実施し長寿化に努めていく。

※ 適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

2 将来の事業環境

2-1 行政区域内人口の予測

将来行政区域内人口については、「弥富市人口ビジョン 平成28年2月」による推計人口を採用しました。この推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所による推計値に施策効果を見込んで推計したもので、第2次弥富市総合計画に採用した推計人口です。この推計では、令和2（2020）年にピークに達する（43,621人）見込みとなっています。その後減少を続け、令和12（2030）年には42,997人となり、計画期間10年間で約600人減少する推計結果となっています。



出典)「弥富市人口ビジョン 平成28年2月」

図2-8 行政区域内人口推計結果

表2-2 行政区域内人口推計結果と人口倍率

	実績	推計								
	H27	R2	R7	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
人口(人)	43,269	43,621	43,389	42,997	42,388	41,980	41,551	41,028	40,386	39,617
倍率(H27年=1)	1.000	1.008	1.003	0.994	0.980	0.970	0.960	0.948	0.933	0.916

2-2 施設の見通し

(1) 管渠

農業集落排水の管渠整備は完了しており、今後の整備予定はありません。

(2) 処理場

処理場についても整備は完了しており、今後の整備予定はありません。

現在、改築事業（令和元（2019）年度に機能診断を実施）に着手済みです。

農業集落排水事業における機能強化工事の年度ごとの概算事業費^{※10}を以下に示します。

表2-3 農業集落排水機能強化工事の概算事業費

概算事業費 (百万円)		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
更新費用等	弥富北西部	22	0	0	0	0	0	0	0	8	1
	広大海	0	0	0	0	0	0	0	3	9	0
	鍋田	5	5	30	30	30	30	30	0	0	0
	十四山北部	0	0	0	0	0	0	0	0	8	30
	十四山南部	7	5	30	30	30	30	30	0	0	2
	十四山西部	18	5	30	30	30	30	30	0	0	1
	十四山東部	0	0	0	0	0	0	0	0	45	97
職員給与費		9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
計		61	24	99	99	99	99	99	12	79	140

※10 設計費を含む。

2-3 有収水量の予測

有収水量は、行政区域内人口の増加、接続人口の増加等の要因により増加を続ける見込みとなっています。有収水量については、以下の手順で算定しています。

- (1) 整備区域内人口は、管渠整備面積と人口密度を基に算定しました。
- (2) 水洗化人口は、水洗化率が計画期間に90%程度へ上昇するものとして算定しました。
- (3) 流入汚水量は、人口1人当たりの汚水量原単位と水洗化人口を基に算定しました。汚水量原単位は実績相当の値とし、水洗化人口は、各年度の整備人口に水洗化率を乗じて算定しました。また、水洗化率は、実績相当の値を採用しました。
- (4) 有収水量は、流入汚水量と有収率（令和元（2019）年度実績）を基に算定しました。

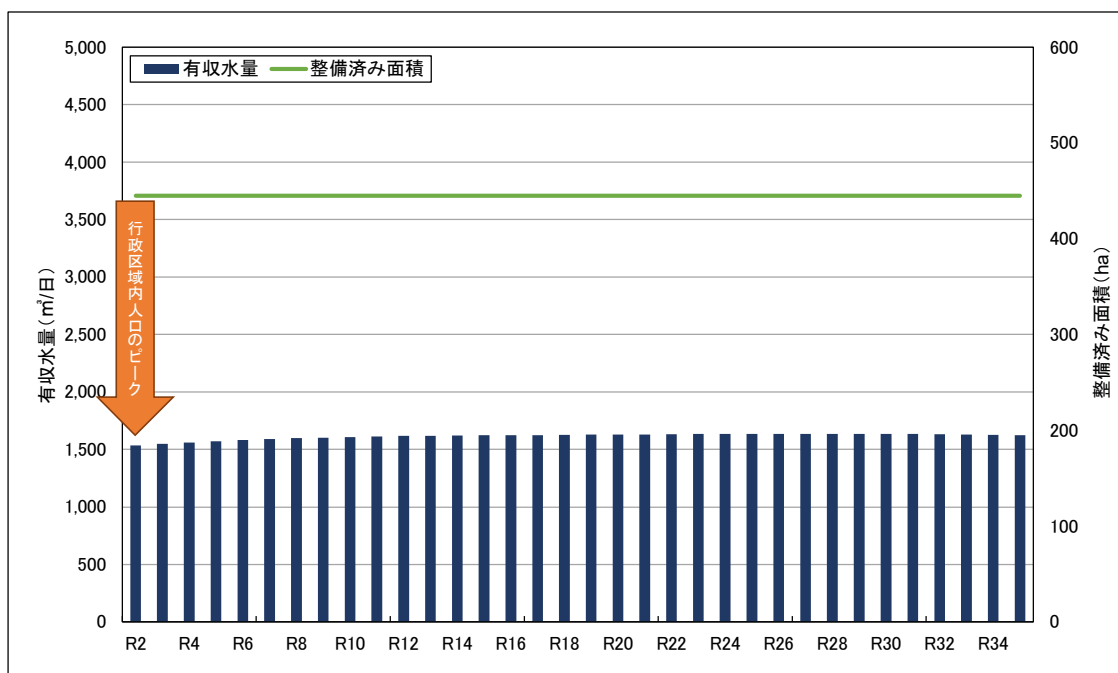


図2-9 有収水量と整備面積の予測結果

2-4 使用料収入と水洗化率の見通し

使用料収入は、有収水量に比例した伸びとなる見通しです。水洗化率はこれまで順調に増加し令和元（2019）年度で82.6%に達し、今後も増加を続けることで、目標年度令和12（2030）年度で90%程度になると推定しました。

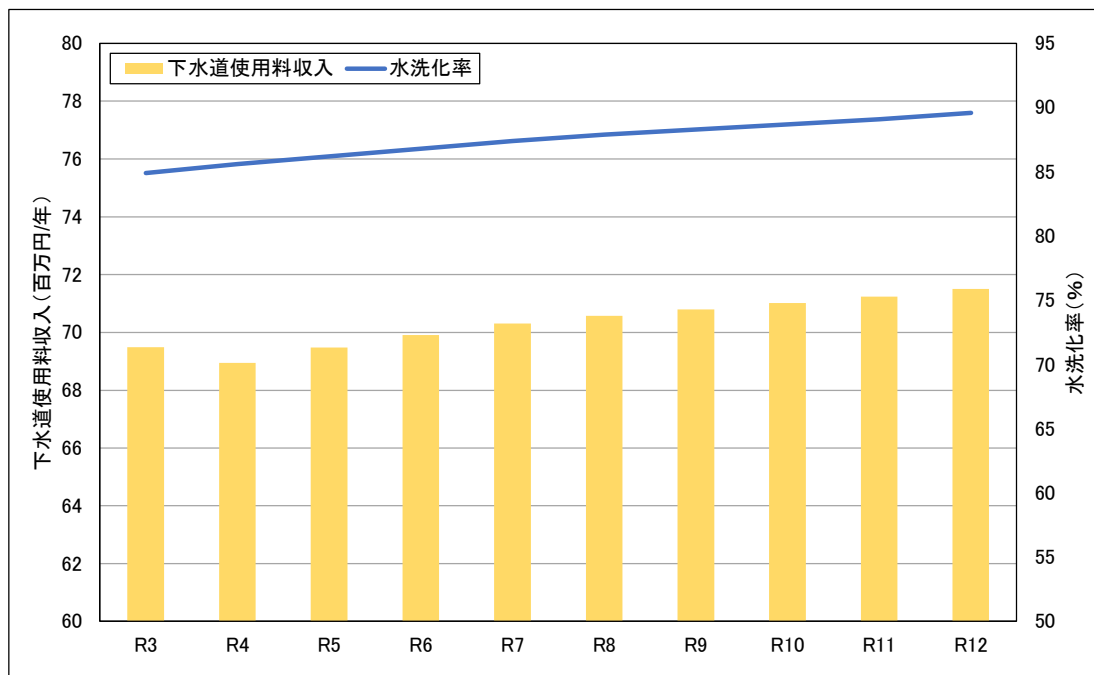


図2-10 使用料収入と水洗化率の予測結果

2-5 組織の見通し

下水道課は、10人の職員で公共下水道事業と農業集落排水事業を運営しています。経営戦略の計画期間内においては、現在の組織体制を維持する計画です。

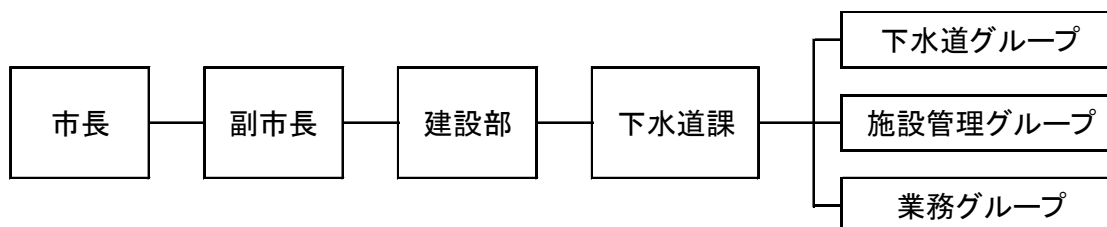


図2-11 下水道課組織図

3 経営の基本方針

全国的な人口減少傾向の中で、本市も令和2（2020）年以降は人口が減少する見込みです。農業集落排水の役割である「公衆衛生の向上」「公共用水域の水質保全」を持続させるため、適正かつ計画的な経費節減と使用料収入の確保を基本方針とします。

3-1 農業集落排水の役割

農業集落排水の役割は、大きく分けて3つがあります。

公衆衛生の向上

トイレ・風呂・炊事・洗濯等による生活排水を下水道に流すことにより、清潔で衛生的な生活ができます。

公共用水域の水質保全

集まった汚水を処理場で適切に浄化して川に戻すことにより、川や海の水質が保全できます。

3-2 計画的で安定した農業集落排水事業の推進

上記の役割を計画的に安定して果たすために、本市農業集落排水では次の目標を掲げます。

施設の老朽化対策	施設の機能強化を行い、老朽化した施設について、改築更新を進めます。
----------	-----------------------------------

4 投資・財政計画（収支計画）

4-1 投資・財政計画（収支計画）

（1）経営戦略における目標値

以下のとおり計画期間内の目標を定め、その達成に努めます。

経費回収率の向上に努めます	<p>農業集落排水事業は本市の発展に大きく貢献しており、事業着手からこれまでに多くの投資を行ってきていますが、公共下水道事業に比べ事業規模が小さいことから、平成30（2018）年度の経費回収率は約30%と、比較的低い割合となっています。また、計画期間内は約35%程度で推移する見込みとなっています。計画期間内にて経費回収率の向上を目指します。</p> <p>公営企業である農業集落排水事業は、独立採算制の原則に基づき、効率的な維持管理、及び建設投資と適正な使用料収入による運営が求められていること等を踏まえ、更なる向上に努めます。</p>
水洗化率の向上に努めます	<p>本市の農業集落排水事業の水洗化率は順調に伸びており、平成30（2018）年度で約81%に達しています。今後も上昇を続け、計画期間内には90%程度になると予測しています。長期的にも、水洗化率の更なる向上に努めます。</p>
他会計繰入金を抑制します	<p>農業集落排水事業はその公共性から他会計繰入金も財源の一部となっているのが現状です。多くの投資が必要となる中、市全体の財政の負担にならないよう、総務省通達にて定められている繰出基準から外れる他会計繰入金（基準外繰入）の抑制に努めます。</p>

（2）投資・財政の見通し（税込み）

上記の目標を達成するため策定した「投資・財政計画（収支計画）」を、53、54頁に示します。

4-2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

（1）収支計画のうち投資についての説明

投資額については、主に施設の建設にかかる費用（建設改良費）と、企業債償還金を計上しています。

■投資額の主な内訳

建設改良費	機能診断や最適整備構想の費用、及び職員給与費を計上しています。別途、令和41（2059）年度までの計画があり、全処理区にて機能強化工事が予定されています。
企業債償還金	令和2（2020）年度までに発行済みの企業債に係る償還金に、上記建設改良費の財源として起債予定の企業債に係る償還金を加えて推計しています。

（2）収支計画のうち財源についての説明

上述の投資計画を遂行するための財源については以下のとおりです。

■収入の主な内訳

使用料（使用料収入）	有収水量を推定し、最新の使用料単価（使用料収入／有収水量）の実績を乗じて推計しています。使用料収入は施設の維持管理費の他、企業債償還金にも充当します。
国（県）補助金	国（県）による交付金が見込める事業（主に建設事業）に関しては、交付金を見込んでいます。
加入分担金	管渠の整備により利益を受ける住民の方に、建設費用の一部を加入分担金として負担していただきますが、整備は完了しているため、見込み額は0としています。
他会計繰入金	一般会計からの繰入金を見込んでいます。総務省から通知される繰出基準を踏まえて推計しています。
長期前受金戻入	固定資産の取得に充てるために交付を受けた補助金等を一旦、繰延収益（長期前受金）として貸借対照表の負債の部に計上し、取得した固定資産の減価償却に見合う分を毎年度取り崩して収益に計上しています。

(3) 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

収支計画のうち投資にかかる建設改良費以外の経費については、過去の投資状況、及び今後の事業計画を踏まえ、支出項目別に検討を行いました。計画策定に当たって前提とした主な内容は、次のとおりです。

■収支計画のうち投資以外の経費に関する説明

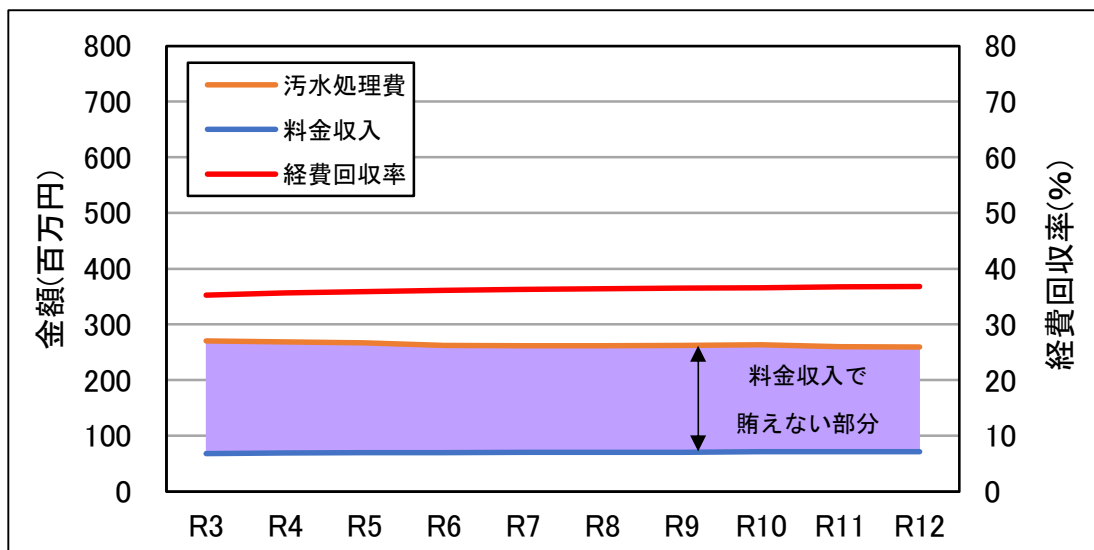
営業費用（職員給与費）	令和元（2019）年度までは収益的支出のみ計上していますが、令和2（2020）年度予算では資本的支出への計上も行っています。職員数の増減は予測が困難であるため、令和2（2020）年度の予算形態に倣って整理しています。
営業費用（その他）	主に施設の維持管理費を計上しています。汚水処理水量に比例する傾向にあるものと、そうでないものに分け、前者については処理水量当たりの費用の実績平均値に処理水量を乗じて算出し、後者については費用の実績平均値で将来値を推計しています。
減価償却費	<p>減価償却費は、建物や機械設備等、長期間にわたって利用する資産を購入した場合、その購入価額を一旦、資産として計上し、当該金額を資産の耐用年数にわたって定期的に費用として配分して算出しています。</p> <p>減価償却費についても、企業償還金と同様に令和2（2020）年度までに取得済みの資産に係る減価償却費に、令和3（2021）年度以降に取得予定の資産に係る減価償却費を加えて推計しています。</p>

4-3 投資・財政計画（収支計画）のポイント

策定した投資・財政計画（収支計画）は、総支出に対して不足する財源を繰入金として受領することで、計画期間内では収支均衡となっています。しかし、過度な企業債を負担することなく、施設のライフサイクルコストを最小限に抑えながら事業を効率的に運営していくことが重要です。これらの観点から、投資・財政計画（収支計画）の中でポイントとなる項目について取り上げます。

（1）経費回収率の推移

農業集落排水事業における計画期間内の経費回収率は約35%程度となります。経費回収率は料金収入を汚水処理費^{※11}（汚水資本費＋維持管理費）で除して算定していますが、この汚水処理費からは、一般会計から繰り入れる費用である公費負担分を除いています。この繰り入れる費用は、総務省による繰出基準に基づいた基準内繰入金となっています。本市では各処理区で処理施設を有しているため、汚水処理費が割高となっていると考えられます。



※11 経費回収率算定における汚水処理費は、公費負担分を除く金額である。

図2-12 経費回収率の予測結果

(2) 建設改良費と企業債償還金の推移

農業集落排水事業は整備が完了していますが、今後は令和41（2059）年度までの計画に基づく機能強化工事を予定しています。企業債償還金については、計画年次以降も減少を続ける見込みです。

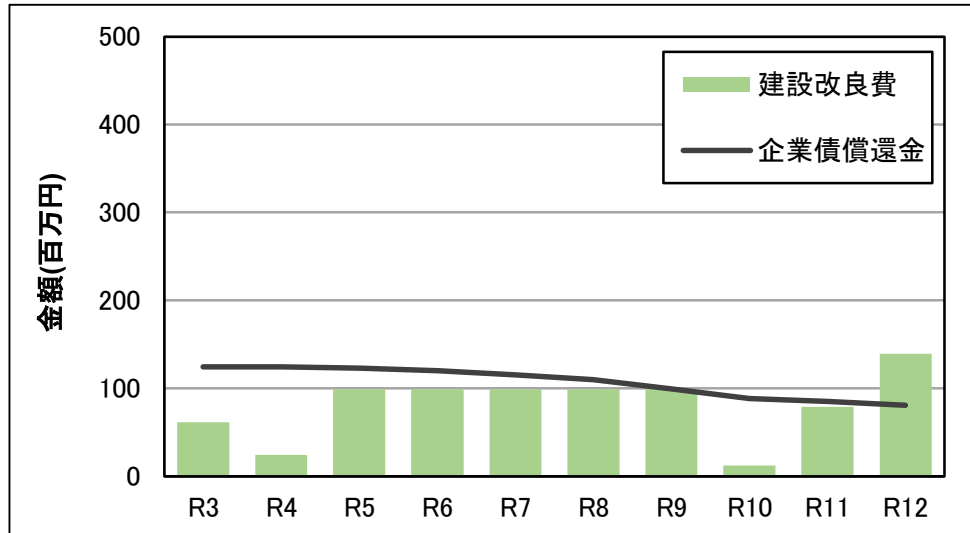


図2-13 建設改良費と企業債償還金の予測結果

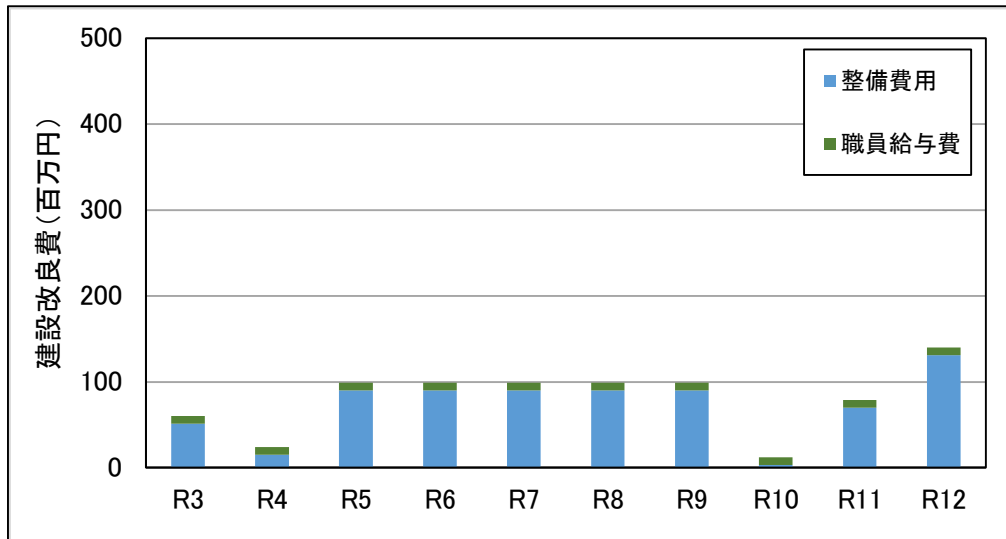


図2-14 建設改良費の内訳

(3) 他会計繰入金の推移

本計画における他会計繰入金は、毎年250百万円程度で推移しており、令和4(2022)年度にピークを迎えた後は減少傾向となる見込みです。

使用者負担の原則によれば、支出は使用料収入で賄うことが望ましいとされていますが、農業集落排水事業は、企業債償還金の増大による収支の不足分について他会計繰入を行っているのが現状です。

整備には多額の初期投資を要することから、償還額の負担は世代間負担の公平性を確保する観点からもやむを得ないものとされています。しかしながら、適正な負担水準を維持するとともに次世代に過度な負担を先送りしないためにも、コスト削減や使用料収入の確保に努めます。

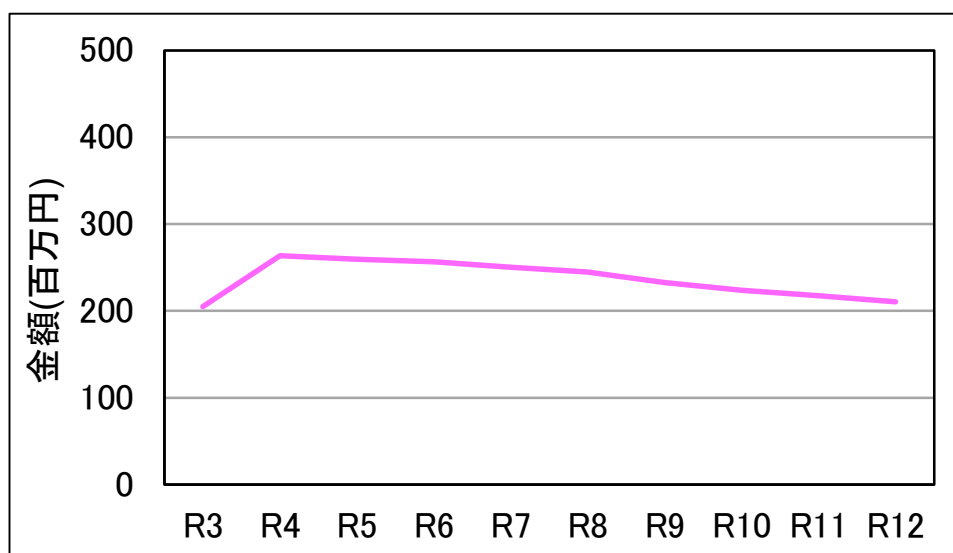


図2-15 他会計繰入金の予測結果

表2-4 他会計繰入金の予測結果

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
公共下水道事業 (百万円)	251	287	327	344	368	370	382	389	404	417
農業集落排水事業 (百万円)	205	264	260	257	250	245	233	224	217	210
合計 (百万円)	456	551	587	601	618	615	615	613	621	627

(2)、(3)の各指標、及び維持管理費をまとめた図を次頁に示します。計画期間内において、機能強化工事に伴い各投資の増減はあるものの、建設改良費は計画期間後にピークを迎え、その後減少していく見込みです。

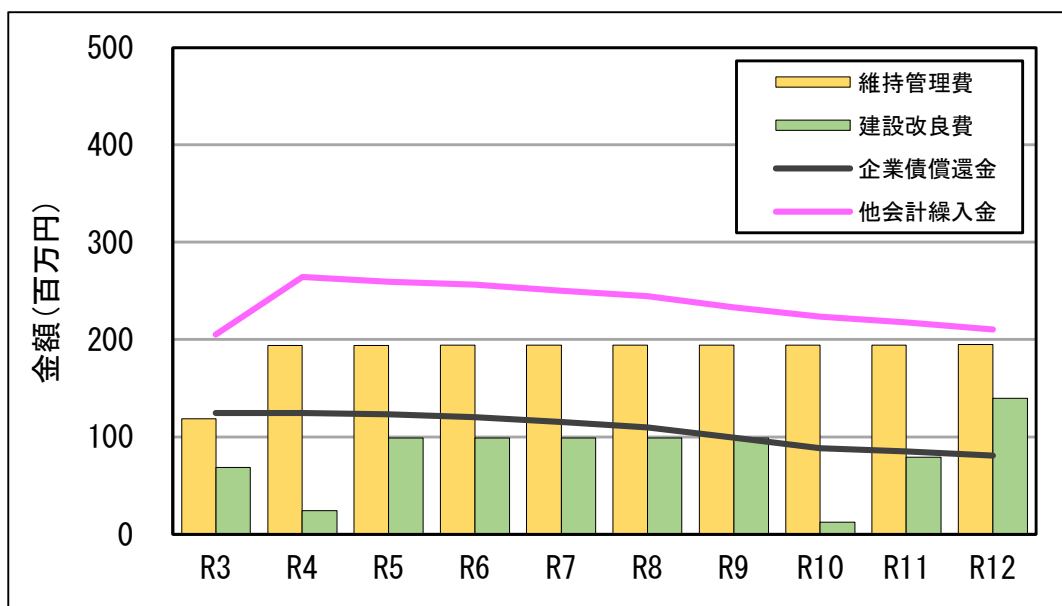


図2-16 各指標の推移

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円)

区分	年度										
	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
資本的収入											
1. 企業費平準化債		7,900	5,400	32,400	32,400	32,400	32,400	32,400	1,160	25,142	47,045
2. うち資本費平準化債											
3. 他会計補助金											
4. 他会計補助金											
5. 他会計負担金	60,925	75,435	180	62,000	64,000	59,000	53,000	41,000	31,000	28,000	22,000
6. 他会計借入金											
7. 国(都道府県)補助金	68,260	30,630	9,600	57,600	57,600	57,600	57,600	57,600	2,061	44,696	83,635
8. 固定資産売却代金											
9. 工事負担金											
10. その他											
計	129,185	113,965	79,180	152,180	154,180	149,180	143,180	131,180	34,401	98,018	152,860
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額											
(B)											
純計 (A)-(B) (C)	129,185	113,965	79,180	152,180	154,180	149,180	143,180	131,180	34,401	98,018	152,860
1. 建設改良費	127,810	61,528	24,000	99,000	99,000	99,000	99,000	99,000	12,221	78,838	139,680
2. うち職員給与費	7,010	8,108	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000	9,000
3. 企業償還金	98,071	100,332	102,450	103,095	101,733	98,556	94,563	85,504	75,572	73,515	70,037
4. 他会計長期借入返還金											
5. 他会計への支出金											
6. その他											
計	225,881	161,860	126,450	202,095	200,733	197,556	193,563	184,504	87,793	152,353	209,717
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	96,696	47,895	47,270	49,915	46,553	48,376	50,383	53,324	53,392	54,335	56,857
補填財源											
1. 損益剰余金	94,689	49,252	52,605	52,614	49,434	50,806	52,268	54,118	56,117	54,607	54,592
2. 繰越工事業資金											
3. 繰越工事業資金											
4. その他	2,007	△ 1,357	△ 5,335	△ 2,699	△ 2,881	△ 2,430	△ 1,885	△ 794	△ 2,725	△ 272	2,265
計	96,696	47,895	47,270	49,915	46,553	48,376	50,383	53,324	53,392	54,335	56,857
補填財源不足額 (E)-(F)											
他会計借入金残高 (G)											
企業債残高 (H)	1,289,368	1,196,936	1,099,886	1,029,191	959,858	893,702	831,539	778,435	704,022	655,649	632,657

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度										
	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分											
うち基準内繰入金	164,778	129,462	199,513	197,383	192,556	191,244	191,415	191,816	192,456	189,223	188,258
うち基準外繰入金	39,778	75,964	74,894	72,849	68,325	67,286	67,639	68,190	68,982	65,901	65,117
資本的収支分	125,000	125,204	124,619	124,534	124,231	123,958	123,776	123,626	123,474	123,322	123,141
うち基準内繰入金	60,925	75,435	64,180	62,180	64,180	59,180	53,180	41,180	31,180	28,180	22,180
うち基準外繰入金	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
計	225,703	204,897	263,893	259,563	256,736	250,424	244,595	232,996	223,636	217,403	210,438

第3章

共通編

1 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

1-1 投資についての検討状況

■下水道計画区域の未整備区域に関する事項

弥富市の下水道計画区域には、未整備区域が残っています。人口密度の高い区域から優先して整備を進めてきたことから、未整備区域の人口密度は比較的 low、これらの区域の整備は本市の経費回収率の向上につながるのか、計画期間後の未整備区域（市街化調整区域）の整備の有無について、検討していきます。

■広域化・共同化に関する事項

愛知県は国の要請に基づき、市町村の枠を超えた下水道施設の広域化・共同化の検討に着手しており、本市も広域化・共同化の実現に向け検討（ハード対策、及びソフト対策）を行い、実現性のあるものに着手していきます。

1-2 財源についての検討状況

■使用料に関する事項

公営企業である公共下水道事業・農業集落排水事業は、独立採算制の原則に基づき、事業を安定的かつ持続的に経営していくため、適正な使用料の設定が求められています。ただし、急激な使用料の値上げは、市民生活への負担も大きいため、十分に精査し慎重に進める必要があると考えています。

また、使用料については、総務省の『下水道財政のあり方に関する研究会』で、公共下水道事業の持続的な経営の確保に向けた対応策の検討を行っており、使用料と公費負担、高資本対策等、下水道財政に影響の大きい制度について議論がされている最中のため、今後は、その動向を注視していきます。

今回策定の投資財政計画の結果、経費回収率は公共下水道事業が100%以上、農業集落排水事業が約35%程度になると推計しました。農業集落排水事業については類似団体の平成30（2018）年度平均値（公共下水道事業が約67%、農業集落排水事業が約58%）と比べて低い数値ですが、100%を目指して努力していきます。

1-3 投資以外の経費についての検討状況等

■民間活力の活用に関する事項

広域化・共同化の検討の中で民間活力を活用できる業務について費用対効果を考慮し検討していきます。

■動力費に関する事項

老朽化する施設の維持管理を安定的に行うため、機能強化に伴い省エネ機器を選定する等ライフサイクルコストを考慮しながら、コスト削減に努めます。

2 公共下水道事業における未整備区域（市街化調整区域）の整備について

2-1 検討ケース

公共下水道事業については、国より「10年概成」の方針が出されており、未整備区域の早期解消が必要となります。また、都市計画法では“下水道は都市施設の一つ”として位置付けられており、都市計画運用指針では“市街化区域においては、少なくとも下水道を定めるべきである”とされています。今後、市内の汚水処理人口普及率を効率的に向上させるには、下水道の未整備区域のうち、人口密度の高い市街化区域の整備を優先することが有効であると考えられます。

以上を踏まえ、公共下水道事業については、令和12（2030）年度までは市街化区域の整備を行うものとし、令和13（2031）年度以降の未整備区域（市街化調整区域）の整備有無の視点により、ケース①とケース②を設定しました。

表 3-1 検討ケースの概要

検討ケース		概要
下水道	ケース①	市街化区域の整備を R12 までに完了、 <u>その後市街化調整区域の整備を行う。</u> 市街化調整区域の整備スピードを約 15ha/年とする。整備は R35 年までとなる。
	ケース②	市街化区域の整備を R12 までに完了する。 <u>市街化調整区域の残区域は整備しない。</u>

2-2 検討結果

■建設改良費

- ・建設改良費総額は、ケース①が約190億円、ケース②が約82億円となります。
- ・残市街化調整区域の整備を行わないケース②は、整備を行うケース①よりも約110億円（6割）小さくなります。

■他会計繰入金

- ・他会計繰入金総額は、ケース①が約192億円、ケース②が約125億円となります。
- ・ピーク値はケース②が若干小さくなりますが、総額はケース②が約70億円（3割）小さくなります。

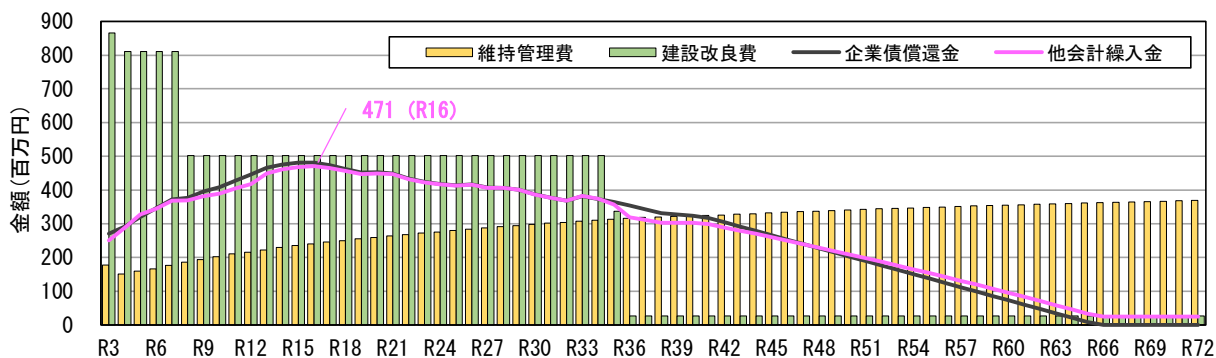


図3-1 ケース①建設改良費等

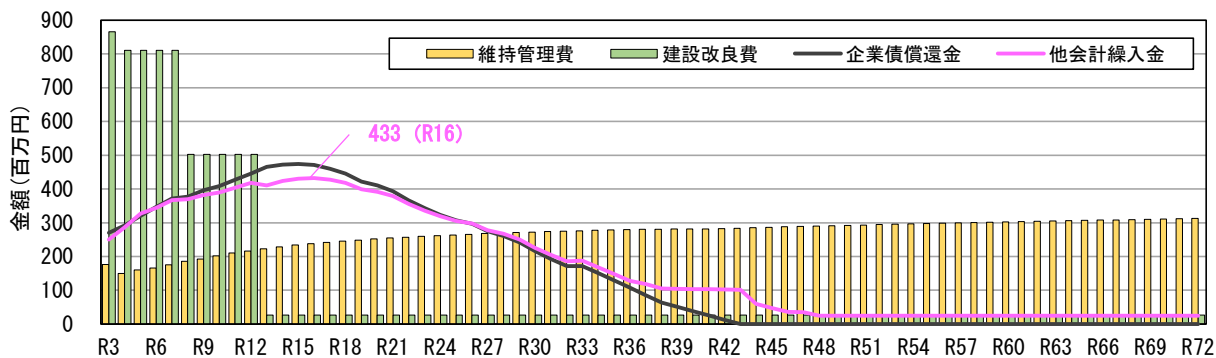


図3-2 ケース②建設改良費等

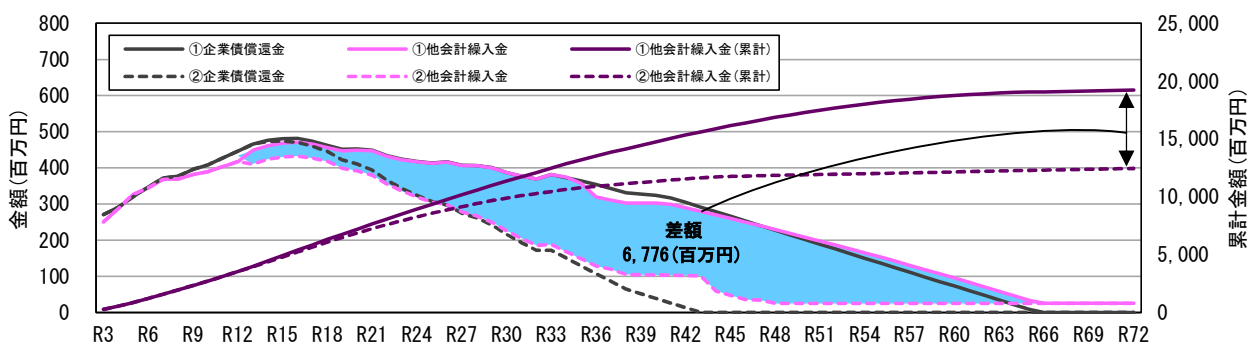


図3-3 他会計繰入金の推移（ケース①、ケース②）

■経費回収率

- ・両ケースにおいて事業期間当初より100%以上を推移します。
- ・ケース②はケース①より収支均衡が10年早くなります。

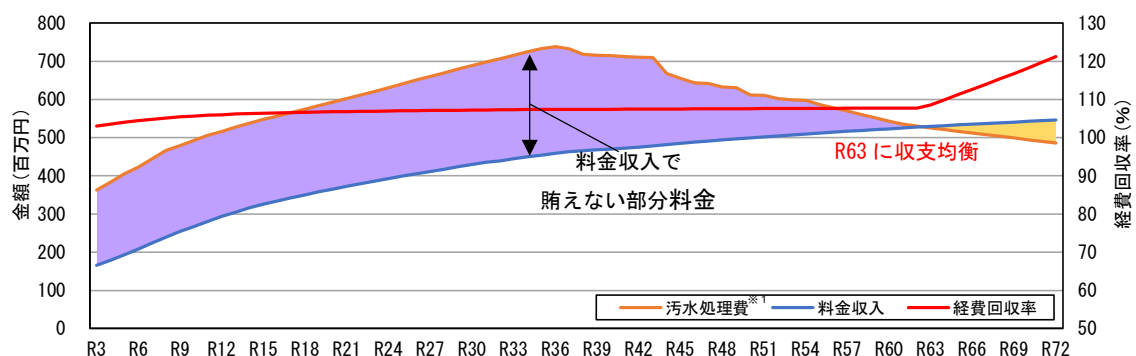


図3-4 経費回収率の予測結果（ケース①）

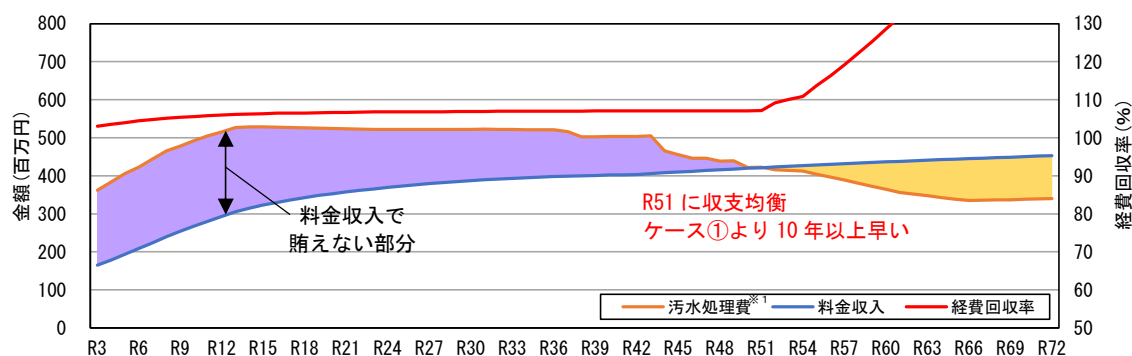


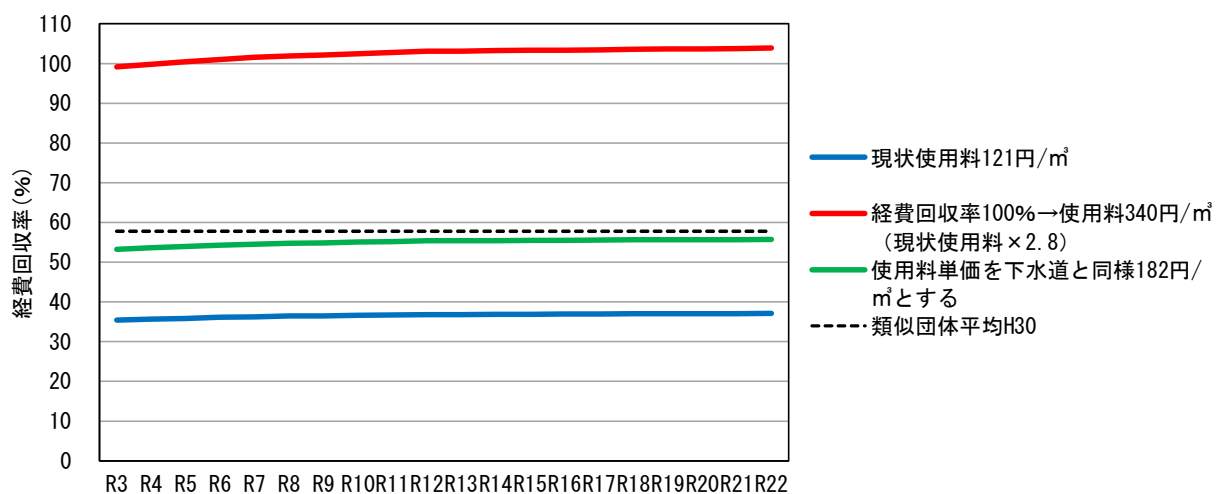
図 3-5 経費回収率の予測結果（ケース②）

※1 経費回収率算定における污水处理費は、公費負担分を除く金額である。

ケース②はケース①と比べ、建設改良費、他会計繰入金の総額を抑えることができます。また、経費回収率については両ケースともに100%以上となりますが、ケース②はケース①よりも収支均衡が早期となります。

3 農業集落排水事業における経費回収率向上のための使用料金改定の試算

農業集落排水事業の経費回収率^{※2}は、現状使用料では 35%程度です。そこで、経費回収率を向上させるため、単純にその年度の使用料収入を増額する試算を行ったところ、経費回収率を 100%程度とするためには、現状使用料単価^{※3}の 2.8 倍 (340 円/m³) まで値上げする必要があるという結果になりました。また、公共下水道事業と同様の単価 (182 円/m³) とした場合でも、経費回収率は 53%程度までしか上がらず、類似団体平均の 58%にも満たない結果となりました。



※2 経費回収率算定における汚水処理費は、公費負担分を除く金額である。

※3 ここで示す現状の単価は、過年度の使用料収入の総額を有収水量の総量で除したものである。

図 3-6 経費回収率の試算結果 (農業集落排水)

⇒ 経費回収率の視点で整理した結果、農業集落排水事業は料金改定による収入増では経営が十分に改善されないと想定されます。その改善方法の一案として、将来においてスケールメリットのある下水道への編入等の対策の可能性についても検討していきます。ただし、汚水適正処理構想、広域化・共同化、及び日光川下流流域の関連市町との調整が必要となります。

4 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

総務省公表の経営戦略策定ガイドラインにおいて、「改定に当たっては、経営戦略に基づく取組における毎年度の進捗管理と一定期間 (3～5年ごと) の成果を検証・評価した上で行い、より質の高い経営戦略にすること。」とされています。

ただし、経営環境に大きな変化が生じた時は直ちに改定します。改定に当たっては、各種経営指標の達成度を検証・評価するものとします。

5 用語解説

用語	説明
あ行	
維持管理費	日常の下水道施設の維持管理に要する経費で、処理場、ポンプ場等の電気代等の動力費、処理場の薬品費、補修費、委託費等とそれに係る人件費等によって構成
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰出基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性等から独自に繰入する基準外繰入金がある。
SDGs	SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標
汚水資本費	管路施設を含む汚水処理施設の建設費のうち、使用料として回収すべき費用
汚水処理原価	汚水処理に要した経費を有収水量で除したもの。有収水量1m ³ 当たり、どれくらいの経費が汚水処理費用に要するかを見る指標で、低い方がよい。
か行	
合併処理浄化槽	し尿、及び生活雑排水を処理する浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽と呼ぶ。
加入分担金 (受益者分担金)	下水道管が敷かれ下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用
企業債	地方公営企業が行う建設改良事業等に要する資金に充てるために起こす地方債のこと。
企業債残高対事業規模比率	事業規模に比して企業債残高(一般会計負担分を除く。)がどれくらいあるのかを見る比率
繰入金(繰出金)	一般会計から下水道事業会計に繰り出されるお金(市民の税金)のこと。基準内繰入金と基準外繰入金がある。一般会計側から見たときは「繰出金」と呼ぶ。
繰出基準	総務省から公営企業に対する一般会計からの繰出基準(一般会計が負担すべき経費)が示されている。 <ul style="list-style-type: none"> ・繰出基準に合致する経費は基準内繰入と呼ぶ。 ・繰出基準に合致しない経費は基準外繰入と呼ぶ。
経営比較分析表	地方公営企業の経営の状況や施設の状況等の各種指標を経年的にグラフ形式で示したもの。経年比較や他団体との比較分析によって、経営の現状や課題を把握することができる。

経費回収率	汚水処理に要した費用に対する、使用料による回収程度を示す指標。汚水処理に係る全ての費用を使用料により賄うことが原則
減価償却費	土地を除く建物、備品、車両運搬具等の有形固定資産の価値は、時の経過に伴い減少するため、会計上の1期間において、費用として計上される当該有形資産の減少分の金額
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費
公共下水道	主として市街地における下水を排除または処理するために市町村が管理する下水道。広義では特定環境保全公共下水道、及び特定公共下水道も含み、狭義ではこれらは含まない。
広域化・共同化	効率的な事業運営を目的に、複数の汚水処理施設の統合や、運営・管理を一括で行うことを指す。
国立社会保障・人口問題研究所	厚生労働省の施設等機関で、日本の将来推計人口・世帯数（全国・地域）の作成・公表を行っている。
コミュニティ・プラント	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて市町村が定める「一般廃棄物処理計画」に沿って設置され、管渠によって集められたし尿、及び生活雑排水を併せて処理する施設
さ行	
施設利用率	施設の一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標。一般的には高い数値であることが望ましい。 (算式) 晴天時一日平均処理水量 ÷ 晴天時現在処理能力 × 100%
指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者やその他の団体に委託することができる制度。施設の管理、運営に民間のノウハウを導入することで、効率化を目指す。
資本費	借り入れた企業債の元利償還金と取扱諸費の合計に相当するもの。企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息、及び企業債取扱諸費が相当する。
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良、及び建設改良に係る企業債償還金等の支出と、その財源となる収入
収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用
収益的収支比率	総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100 で計算され、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標
浄化槽	各家庭、小規模団地等にて、し尿や生活雑排水を浄化し排出するための施設

使用料	下水道事業を使用する際の利用料金。本市の条例にて公共下水道は公共下水道の使用料、農業集落排水は排水施設の使用料
使用料単価	使用料の対象水量 1 m ³ 当たりの使用料収入で、使用料の水準を示す。 (算式) 使用料 ÷ 年間総有収水量 (円/m ³)
水洗化率	下水道の処理区域内人口のうち、実際に下水道に接続している人口の割合
全県域汚水適正処理構想	県内市町村全域の汚水処理施設の整備を計画的・効率的に進めるため、地域特性等を考慮して、公共下水道、農業集落排水施設、及び合併処理浄化槽の各種汚水処理施設の特長を活かした整備区域を設定する構想。県内の全市町村が一斉に策定し、県が県全体の構想として取りまとめる。
た行	
他会計繰入金	一般会計繰入金のことを指す。
地方公営企業	地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として経営する企業。企業として合理的、能率的な経営が求められ、租税ではなく提供するサービス等の対価である使用料収入によって運営される。 法令により地方公営企業として運営することが義務づけられている上水道、鉄道、電気、ガス等の事業のほか、その他の事業でも条例により任意で地方公営企業として運営することもできる。 一般会計が現金主義・単式簿記方式を採っているのに対して、地方公営企業は企業会計方式により経理が行われる。
長期前受金 (戻入)	償却資産の取得または改良に伴い交付される補助金等について「長期前受金」として負債に計上し、耐用年数に応じて毎事業年度「長期前受金戻入」として収益化する。
な行	
農業集落排水	農業地域の生活環境向上や農業用水の水質保全等を目的に、各家庭のトイレやお風呂等から出た汚水を下水道管を通じて処理場に集め、汚水処理を行ったのち、川に放流するための施設。本市の事業名称は「農業集落排水事業」
は行	
P F I	民間のノウハウを活用し、公共施設等の整備、運営等を行う手法である。P F I (Private Finance Initiative) は民間の資金、経営能力、及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法

PPP	公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームをPPP (Public Private Partnership : 公民連携) と呼ぶ。PFIは、PPPの代表的な手法の一つ
包括的民間委託	従来の仕様発注に基づく業務委託と違い、民間業者に対して施設管理に放流水質等の一定の性能の確保を条件として課す性能発注方式。運転管理方法等の詳細や電力、水道、及び薬品等の調達や補修の実施等、民間業者の業務範囲を増やすことにより、民間活力を導入し維持管理コストの縮減を図る手段の一つ
や行	
有収水量	使用料徴収の対象となる水量
ら行	
流域関連公共下水道	流域下水道に接続して下水を流す公共下水道
流域下水道	二つ以上の市町村にまたがって下水道を整備する際に、都道府県が管渠の一部、及び処理施設の設置管理するものをいう。
ライフサイクルコスト	施設・設備における新規整備、維持、修繕、改築等を含めた生涯費用の総計をいう。